

平成 26 年 度

八代市議会決算審査特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 議案第 89 号・平成 25 年度八代市一般会計歳入歳出決算ほか 11 件 1
-

平成 26 年 10 月 8 日（水曜日）

決算審査特別委員会会議録

平成26年10月8日 水曜日

午前10時00分開議

午後 4時05分開議（実時間279分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第89号・平成25年度八代市一般会計歳入歳出決算ほか11件

○本日の会議に出席した者

委員長	田方芳信君
副委員長	松永純一君
委員	鈴木田幸一君
委員	中村和美君
委員	中山諭扶哉君
委員	成松由紀夫君
委員	野崎伸也君
委員	福島安德君
委員	堀徹男君
委員	増田一喜君
委員	百田隆君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

監査委員	江崎眞通君
会計管理者兼会計課長	有田俊二君
教育長	広崎史子君
教育部	
教育部次長	増住眞也君
生涯学習課長	宮崎和喜君
首席審議員兼 学校教育課長	塚副徹君
教育総務課長	桑田謙治君

健康福祉部長兼 福祉事務所長	上田淑哉君
-------------------	-------

国保ねんきん課長	中村伸也君
----------	-------

国保ねんきん課副主幹兼 医療給付係長	吉田幸生君
-----------------------	-------

はつらつ健康課長	蒲生尚子君
----------	-------

長寿支援課長	小林眞二君
--------	-------

長寿支援課長補佐兼 地域支援係長	野田章浩君
---------------------	-------

長寿支援課介護給付係長	吉田浩君
総務部	

納税課長	辻本士誠君
------	-------

建設部長	市村誠治君
------	-------

理事兼 下水道総務課長	松本貞喜君
----------------	-------

下水道総務課副主幹兼 経営係長	中村光宏君
--------------------	-------

下水道総務課副主幹兼 業務係長	宮川芳行君
--------------------	-------

下水道建設課長	楠本研二君
---------	-------

下水道建設課副主幹兼 水処理センター場長	松野光洋君
-------------------------	-------

水道局長	宮本誠司君
------	-------

水道局次長兼 簡易水道係長	松田仁人君
------------------	-------

○記録担当書記 松本和美君
岩崎和平君

（午前10時00分 開会）

○委員長（田方芳信君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

○議案第89号・平成25年度八代市一般会計歳入歳出決算ほか11件

○委員長（田方芳信君） それでは、これより議案第89号から同第100号まで、すなわ

ち、平成25年度八代市一般会計歳入歳出決算及び同各特別会計歳入歳出決算の12件を議題といたします。

本日の調査に入ります前に、10月2日及び10月3日の本委員会において資料請求をしておりました生活保護受給者に関する資料及び地域づくり夢チャレンジ推進補助金に関する資料をお手元に配付しておりますので、後ほど御一読ください。

それでは、本日は、議案第90号から同第96号まで、すなわち、平成25年度八代市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成25年度八代市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成25年度八代市介護保険特別会計歳入歳出決算、平成25年度八代市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成25年度八代市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、平成25年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算、平成25年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算について審査を行う予定としておりましたが、10月3日の審査において、議案第89号・平成25年度八代市一般会計歳入歳出決算のうち、第9款・教育費、第10款・災害費中、教育部関係の質疑が途中でありましたので、よって、本日は本件についての質疑の続きから行いたいと思います。御協力をよろしくお願いいたします。

なお、さきの委員会では、第9款・教育費中、人権教育事業に関連して、教育長に説明を求めたいとの意見がありましたことから、本日は、広崎教育長に、本委員会として出席をお願いいたしましたところであります。

ここで、改めて質問の主旨を説明を成松委員からお願いをいたします。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と

呼ぶ者あり）本日は、よろしくお願いいたします。

平成14年に地域改善対策特定事業が終了しまして、国は、同和対策に関する全ての事業を終了しておりますけれども、にもかかわらず、市の教育委員会は多くの予算を計上しているというふうに見受けられますが、これについてはですね、昨年の3月議会で予算は承認しているところではございますが、いろいろな問題、課題等も現場から出ていること、状況からですね、今後、見直すべきではないかというふうに考えますけれども、事務方のトップであられる常勤の広崎教育長に答弁をよろしくお願いいたしますと思います。

○教育長（広崎史子君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 広崎教育長。

○教育長（広崎史子君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）よろしくお願いいたします。

平成14年にハード面における格差は改善されたということで、地域改善対策特定事業関連の特別措置法は終了しております。が、同年の閣議決定でも、同和問題の解決に向けた取り組みを推進していくとされておりまして、ソフト面での啓発として継続して取り組まれております。

また、熊本県では、熊本県人権教育啓発基本計画の中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、全ての県民の基本的な人権を尊重するための人権教育・啓発として充実を図っていくとしております。

市の教育委員会としましても、国・県の方針に沿って、同和問題の啓発に取り組む必要があると考えております。

しかしながら、補助金等の予算につきましては、補助金の既得権化、定額化などの問題が生じやすいこともありまして、市の財政状況も踏まえながら、関連予算の精査に努め、見直していきたいと考えておるところでございます。

以上、お答えでございます。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。見直していきたい、関連予算の精査に努め見直していきたいということでございますので、あれですが、もう一つ、平成14年にですね、この同和対策の最後の特別措置法が終了していることに対する今後の方向性と言いますか、そういった部分を教育長のお考えがどのように考えておられるのか、よろしくお聞かせしたいと思います。

○教育長（広崎史子君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 広崎教育長。

○教育長（広崎史子君） はい。今後の人権教育・啓発の方向性についてお答えをいたします。

繰り返しになりますが、平成14年に特別措置法は終了しましたが、ソフト面での啓発として、継続して取り組む必要があると考えております。

今後、教育委員会といたしましては、平成23年4月に閣議決定をされたました人権教育・啓発に関する基本計画に掲げられております行政の主体性の確立、同和関係者の自立・向上、えせ同和行為の排除、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくり等の趣旨に留意しながら、同和問題を他のさまざまな人権問題とともに、差別解消に向けた取り組みをやっていきたいと考えております。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（田方芳信君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。国のですね、閣議決定された平成23年の行政の主体性の確立、同和関係者の自立・向上、えせ同和行為の排除、そして、この同和問題についての自由な意見交換のできる環境、これが今の八代市の一番大事と思うんですね、4番目。教育長も、しっかりそこは御認識されてるみたいですよ。

で、差別解消に向けて、ほかのさまざまな人権問題とともにってということで考えてやっていきたいということですので、ぜひ、頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続けて、委員長、よろしいですか。

○委員長（田方芳信君） いいですよ。

○委員（成松由紀夫君） はい。人権教育事業費、宮崎課長のところになってるんですかね、この部分でちょっとお尋ねしたいんですが。

○委員長（田方芳信君） ちょっと成松委員、よかですか。

○委員（成松由紀夫君） はい。教育長ですね。はい。

○委員長（田方芳信君） 教育長、済みません、教育長におかれましては、これで退席をお願いしたいと思います。本日は、ありがとうございました。

○教育長（広崎史子君） どうもありがとうございました。（「お疲れさま」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。このですね、事務事業票の中であったんですけれども、地区内人権同和教育事業講師謝礼の180万円、講師謝礼（地区内同和教育）、この講師謝礼ですね、180万円。これ、年間で二つあわせて、その講師謝礼だけで360万にこれはなっとですかね。これは、中身についてちょっと教えてもらっていいですか。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。委員長。

○委員長（田方芳信君） 宮崎課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。生涯学習課、宮崎でございます。

人権同和教育の地区内同和教育講師謝礼でございますけれども、総額180万円でございます。今、成松委員がおっしゃった2つで360万円とおっしゃるのは、ちょっと違いまして、

180万円が総額でございます。10名の講師に対する謝礼でございます。1人頭18万円ということでございます。

この講師謝礼の内容ですが、地区内におきます小・中・高校生の学習支援、週3回程度、それから、地区内住民の解放学習会、月1回程度、そのほか、人権イベント等の子供会への活動支援ということで、年間通じますと、1人頭200時間を超えるこの講師実績というのが上がってきております。それに対して、頭打ちではございますけれども、1人頭年間18万というところで支出をしているところであります。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。これは、事務事業票ですよ。この事務事業票の内容、これ、じゃあ何ですか。715万の決算に対してですよ、内容、手段、方法の中で1個ですよという、今、説明ですけども、地区内人権同和教育事業講師謝礼が180万、すると、今度は、講師謝礼というところに地区内同和教育で180万、これはどがん意味ですか。

○委員長（田方芳信君） 何ページですか。成松委員、何ページかな。

○委員（成松由紀夫君） ああ、事務事業票。ああ、それはちょっと私が決算の中で事務事業票、——それ、主な概要でしょう。

○委員長（田方芳信君） うん。概要。

○委員（成松由紀夫君） 主な概要じゃないところのやつをちょっと。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 宮崎課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） 申しわけございません。（「はい」と呼ぶ者あり）これは誤記でございます、これ、ダブった表記となっております。申しわけございません。はい。

○委員（成松由紀夫君） ダブっとっとなすね。

はい。委員長。

○委員長（田方芳信君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 180万で、以前から私がこの件を調べよる中で、180万しか上がってきとらぬだったものが、180、180で、2番目と下から2番目に上がってきとっでしょう。これは完全にダブって、同じ内容を2つダブって表記したちゅうことですね。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。

○委員長（田方芳信君） 宮崎課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。御指摘のとおりでございます。申しわけございませんでした。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（田方芳信君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。わかりました。1人18万の10人分。（生涯学習課長宮崎和喜君「はい」と呼ぶ）取り扱い的には時間外勤務というような取り扱いなんですよということですよ、要するに。その先生方に対するですか。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。

○委員長（田方芳信君） 宮崎課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。放課後2時間程度ということでございます。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（田方芳信君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 大変、ほら、現場はですよ、今までの例年の中、慣例の中で、こういうことをしてこれとる部分はあるけれども、実際、学校現場の先生方の時間外手当等含めて、やっぱ精査して考えていかないと、この間、増田委員からも御指摘があったように、何か、こう特別特別にかかわった人にお金は出すよってというようなことではなくて、人権問題解消の取り組みに対することと同和対策事業的な考え方のニュアンスのものちゅうのを、やっぱしっかり分けて考えていかないかぬというふう

に私は考えるわけです。だけん、そこを、広崎教育長が先ほど表明をばちっとされましたので、現場は恐れず頑張っていたきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） はい。いいですか。

○委員長（田方芳信君） 堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。成松委員の関連なんですけど、今、事務事業票のお話されたんですけど、それ、我々の手元にないんですよ。私としてはですね、この公金の支出のあり方として検証したいので、先般から成松委員がおっしゃってるような事業に対するですね、事務事業票はあると思うんですよ。で、今回、昨年度の決算も出していただいたんですが、昨年度の事務事業票はですね、もうちょっと、結構、ボリュームがありまして、今回、主要施策ということでかなり抜粋してあるというふうに感じてます。よければですね、今、成松委員がやりとりされてたような関する部分のですね、事務事業票を資料として皆さんにお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。よろしいですか。

○委員長（田方芳信君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 今、堀委員から御指摘があった部分で、私も、実は、これ、総括で話そうと思ったんですけど、以前は、これ、なかったんですよ。決算書でこう審議していきよったんですが、この事務事業票のあり方とか、取り扱いを、それは最後にまた皆さんで話、話されたらどうですかね。今、事務事業票のどうこうというのは、最後の総括の部分で。

堀委員の意味もわかるんだけど、私たちからするなら、以前、決算委員したときは、決算、——この決算書で不用額、不納欠損、その

中で、やっぱりこう掘り下げていく。あとは、やっぱり議員の資質ですよ。調べたかったら、きちんとそれ調査していくということが大事だし、この、やっぱ事務事業票をですよ、現場がどう考えるかっていうことは、また総括の部分でしっかり論議したらいいと思うので、委員長、それで次に進めていただいて。

○委員長（田方芳信君） なら、じゃあ、堀委員、それで、よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） ああ、いいですよ。総括。

○委員長（田方芳信君） 最終総括ということ。

ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なけりゃ、ほかに。（「教育関係はよかったですか。教育関係」と呼ぶ者あり）よかですよ。

○委員（福島安徳君） はい。

○委員長（田方芳信君） 福島委員。

○委員（福島安徳君） はい。それでは、事務事業の中で、これは286ページ、それと、284ページ。この中でですね、学校支援職員の謝礼とか、くま川教室の指導員とか、こういった方々のその今の指導員的な、——支援員と指導員、この方々がその今、こういった形で応援していただいている人だろう。この方々にとりまして、——とっては、どういった状況におられる方でありましょうか。お伺います。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい、委員長。

○委員長（田方芳信君） 塚副首席審議員兼課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）学校教育課の塚副です。よろしくお願いいたします。

学校支援職員につきましては、八代市立の学校・園に学校教育活動支援員ということで置い

ております。不登校児童・生徒への個別の対応、それから、特別な支援が必要な児童、生徒、園児への個別の支援、学校図書館の整備等を行うことにより、確かな学力、豊かな心、健康やかな体などの生きる力を身につける子供の育成を図り、八代の未来を担う人づくりを目標とする事業であります。で、支援員につきましては、学校教育課のほうで面接等を行いまして、支援員を配置しているところでございます。

以上です。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（田方芳信君） 福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） 今、教育委員会でそれはいろいろ選抜的にやっておられるんですか。教職におられる方なんですか。両方。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。委員長。

○委員長（田方芳信君） 塚副首席審議員兼課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。学校支援職員につきましては、先生方ではありません。一般の公募で募っております。ただし、生徒指導員につきましては、小学校、中学校の免許を有する人ということで行っておりますが、ほかの職員、済みません、ちょっと、あと、幼稚園の保育指導員ですね、は幼稚園の資格を持った人というところでしております。ほかは有資格はありません。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（田方芳信君） 福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい。だから、最初、お聞きしてるんですけども、どういった立場の方でしょうか。その支援員については。

○教育部次長（増住眞也君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 増住次長。

○教育部次長（増住眞也君） はい。今現在、課長が答えましたように、お手伝いのな方で、一般公募でされてる方々で、この謝礼がです

ね、報償費という形で、いわゆる、謝礼金という形で支出をされております。したがって、非常勤の職員ではない、はっきり言ってボランティアに、——というような、区分けをするとですね、扱いになろうかと思います。

そういうことでですね、287ページのほうにも、今後の方向性で見直しとあって、検討の余地ありというふうにしております。その中に、現行の指導員については、非常勤職員の身分保障を目指したいと。これはほかのところにも全て書いてるんですが、実は、旅費をですね、支払いたくても、旅費が支払えない状況でありまして、そういう、例えば、事故にあっても、何の補償もないというような扱いになりますので、それでは優秀な職員の、優秀な方々を募集することは難しいということがありまして、やっぱきちっと身分をですね、保障してあげたいと。そして、その見直しをしたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（田方芳信君） 福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） 本当に、こういった形で、今言われた、説明がありましたように、ボランティアでそういった方のところにお手伝いに来ていただくというのがあります。しかし、その中で、やはりこの、保育園なんかは特に今後、やっぱそういったこの子供のあれを、きっちとした体制をつくっていく中には、当然、臨時職員を、今、半分程度は雇われておられると思うんですけども、そういった姿がですね、今後の体制をいろんな形で左右するのかなと思います。そういうことで、やはり正職につかれるような体制、または身分を保障できるような体制、そういうのをですね、本当はやっぱり信頼できるような教職の立場で、今後は展開してほしいなと思うんですね。どうぞ、その点を含めてですね、よろしくお願いしたいと思いま

す。

○委員（成松由紀夫君） はい。委員長。

○委員長（田方芳信君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 関連でよろしいでしょうか。

くま川教室指導員の、今、話でもあると思うとですけれども、751万。これは故馬淵教育委員長が大変一生懸命頑張られてですね、我々が文教福祉のときにも管内視察して、非常にいい取り組みなんですね。ニーズが多いんですよ。そのニーズが多い中で、例えば、予算の拡充と、その施設がですね、やっぱ（聴取不能）ますね。入ってきて、改善された子は、また戻っていかれる。そういった中で、あそこはキャパ20がいっぱいいっぱいぐらいと思うんですよ。キャパが20でいっぱいいっぱいなんですけど、20は20かつかつのときに、入れない子が、子供さんが出てきた。実際は、それ、お断りしてる現状があつとじゃなかったですかね。そこら辺の部分があつて、今度は、10人になったときに、また入れても、またこうふえてというようなこともあるでしょう。

そがなると、これ、予算の拡充も目指さなんし、現場の指導員の方々が大変努力して、むしろですよ、学校でなかなか対応が効かなかった部分まで、やはりこう少人数の中で、そういう指導員の方が手厚くして、また学校に復帰して行った。で、大変こう苦しんでいる家庭の保護者さんの部分があつて、やっぱくま川学校、——教室に行つて、この夏季キャンプってあるんですけど、そのサマーキャンプが不登校対象でやった中で、対応を公民館でやってみたり、くま川教室でやってみたり、その中で、子供たち同士の人間関係ができたりとかつていうこともある。しかし、サマーキャンプの周知がなかなか行き届いてなくて、たまたまわかつて、知つて、行つたら、物すごくよくて、でも、入りたいけど、入れないというような現状もある

と伺ってます。

ですの、そこら辺の予算拡充も含めて、どういう考えか、どうですか。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。委員長。

○委員長（田方芳信君） 塚副首席審議員兼課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。今、御指摘のとおり、平成22年、23年度ぐらいだったでしょうか、くま川教室のほうに、もう20人を超える子供たちがやってまいりました。もう指導員の先生方も手一杯な状況、そして、そのくま川教室でもですね、もう人員が入れないような状況で、やはり不登校児童、生徒がそのくま川教室に入りたいと言ったときに、入れない状況がありました。で、お断りされたというような状況がありました。人員があいたということで、入れてはいただきましたけれども、そういうような状況です。

本課といたしましては、今、くま川教室が本町4丁目ですかね、塩屋のほうにあります。あそこが、もうとてもこう立地条件がよくてですね、あまり目立たなくて、子供たちも安心してそこに通えるような状況です。で、そこが、今、くま川教室になっておりますけれども、そのくま川教室のキャパが狭いということで、今後ですね、子供たちが通いやすいところで、もう少し広い場所がないかどうか、また、指導員をですね、広いところに持っていきましたら、やはり人数等もふえてくると思いますので、指導員のほうもふやしていきたいというふうに考えております。そして、八代市の子供たちが、こう安心してですね、通えるような、学校には行けないけれども、くま川教室に行きたいという子供たちが、もっと通えるようなですね、場所にしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。要はですよ、くま川教室ありきじゃなかつですよ、私が言いよっては。あくまで、学校に復帰していくための手当として。だから、くま川教室が立地条件もいい、自転車でも行けるっていうような部分もありますよね。ただ、不登校の中身については、段階的なものも設けなきゃいけないようなところに来とっとじゃないかなっていうと思うわけです。

例えば、もう保護者がついとって、送り迎えでもしますよっていうような、こう、度合いで言うたら、深い対応が——ちょっとついとかぬといかぬっていうような子供さん方は、例えば、宮地東小学校跡地もあるわけでしょう。まず、そこに段階的に置くとか。その次に、くま川教室、——今の立地のところに、もう大分なれてきて、効果が見られてきたなっていったところで、こっちに持ってきてもらおうと。もう自転車で自分で、十分、教室に通学できるよと。すると、もういっちょ、ほんなら、段階的に、じゃあ、学校のちょっと隣接したようなところで、もう少し交流学級的に行けるレベルまで来たよとかっていうところで、少し3体系ぐらいつくって、まだしとらぬでしょう、そういうようなことも考えれば、非常にこう復帰しやすいし、また、断るとか、非常に苦しんでるところが、断って、反発招くようなことにはならぬと思うんですよ。実際、ほら、市長への手紙とか、教育長への手紙とかもあつとつとでしょう。もうそこら辺の中身は言いませんけど、ただ、あのとき、教育長への手紙ばつくんなときも、セイフティネットって言って、大々的にしなったわけだけん。だけん、実際、そこら辺はタイムラグがないようにして、速やかにこう対応できるようなところを含めて考えると、今

後、ああだこうだ言いませんが、予算の拡充も含めて、次長、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（松永純一君） よかですか。

○委員長（田方芳信君） 松永委員。

○委員（松永純一君） はい。その2のですね、274ページの要保護・準要保護就学援助事業ですが、小学校が968名、中学校が616ですけれども、要保護、準要保護の内訳は何人ずつですか。

わかりませんか。じゃあ、わからないなら、後でいいですけども、何を聞いたかったかというですね、要保護、準要保護は、これ、国庫補助ですから、国庫補助基準によって援助をされてるだろうと思うんですよ。で、306ページのですね、準要保護就学援助事業です。これは給食費の援助ですけども、これは市単独なんですよ。要保護、準要保護については、国庫補助の基準に従って援助する。と、この給食費については、市が単独でされている。しかも、金額は6400万ですから、結構な金額ですけども、右側にですね、活動内容の有効性っていうところの中で、学校給食費の収納率の向上が期待できるとあるんですよ。これは、ちょっと、——もちろん払いにくい人に援助するわけですから、当然、市から入ってくるわけですから、収納率は上がるんだろうと思うんですけども、やっぱりそういうことでどうかと思うところあるんですが、この、いわゆる、単独で給食に支援をするというのにですね、やっぱり準要保護就学援助と書いてありますんで、じゃあ、要保護はどうするのか。いや、要保護はもう国庫補助の基準内であるんですよと、ですから、単独するのは、準要保護ですよということなのか、その準要保護に対する、この、ここに認定をするて書いてあります

けど、その認定基準というのはどうされとるかですね。そのあたりはわかりますかね。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） まず……。済みません。

○委員長（田方芳信君） 塚副首席審議員兼課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。要保護、準要保護の児童、生徒数ですけれども、要保護、小学校が30名、中学校が31名、計61名です。また、準要保護の児童、小学校938名、中学校が585名、計1523名です。

以上です。

○委員（松永純一君） はい。委員長。

○委員長（田方芳信君） 松永委員。

○委員（松永純一君） はい。ですから、その中で、306ページのですね、給食費を援助するという保護者が申請したときに、申請によって認定するわけですね。その認定基準です。これは国庫補助基準とは違うだろうと思うんですよね。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 塚副首席審議員兼課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。準要保護の認定基準は、所得ベースで算定し、世帯の合計所得額を需要額で割った分の1.0以下を認定しております。分母となる需要額は、世帯構成員や人数や年齢等で変動する数値です。需要額の具体例の一つとして、父が35歳、母が35歳、小学生1名、中学生1名の4名の世帯の場合、需要額は月額18万7008円というふうになります。

以上です。

○委員（松永純一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 松永委員。

○委員（松永純一君） じゃあ、最後に、この

給食費については、要保護者については、もう国庫補助で救われているという理解でいいんですかね。簡単に。

○委員長（田方芳信君） 桑田課長。

○教育総務課長（桑田謙治君） 教育総務課の桑田でございます。

給食費につきましては、要保護者につきましては、生活保護のほうから支給されてるところでございます。

以上でございます。（委員松永純一君「はい。オーケー」と呼ぶ）

○委員長（田方芳信君） よろしいですか。

ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 済みません。

一つ、310ページ。生涯学習講座関連事業なんですけど、211万。右に、あまりこう順調ではないということでありましてけれども、地域公民館講座の満足度が低下しており云々というところがありますですね。

実はですね、この講座で非常に頑張られてる先生方がいらっしゃってですね、物すごくこう長きにわたって、子供たちが頑張るとって、人間関係もできとってというところが細々でも頑張ってるところがあるわけです。どうしても、なんか予算面とか、行政との連携のところについてのやっぱ御不満が、かなりちょっと聞こえとるところがあつとですよ。だけん、実際、人数がちょっと減ってきて、講座の内容が、時間帯が云々ということの部分が書いてあつとですけども、これ、211万になつとる中で、一般財源172万入つとつとですけど、このあまり順調ではないというのが、どやんふうに担当課としては捉えとんなつとか、よろしいですか。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。

○委員長（田方芳信君） 宮崎課長。（委員成松由紀夫君「310ページですね」と呼ぶ）

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。あまり

順調でないというところでの評価でございますけれども、こちらで行っております地域公民館講座、それに対してアンケートをとりますけれども、その内容が、若干、御不満というようなところ、それからですね、なかなか地域の住民の方々のニーズがしっかり捉えられていないというところが、我々としては改善せぬといかぬというようなところであります。

それから、もう一つ、家庭教育学級というのを各小中学校、幼・保育園で行っておりますけれども、その講座の内容が形骸化をしておりますと、本当の親の学びになっていないところがあると、形だけ、回数だけやっておるというような状況が見えておりますので、その辺は保護者の方々あたりにですね、きちっとした講座を開催していただけるような、本当の学びになっていただけるような講座を開催していただけるようにしていかなければいけないなというところで、今、順調じゃないというような評価をしてるところでございます。

○委員（成松由紀夫君） はい。委員長。

○委員長（田方芳信君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。課長のそのお気持ちはわかります。家庭教育学級についてはですね、本当にこう、本当に学んでほしい保護者は来ずに、ある程度スキルが高くて、しっかりこう取り組んでおられる保護者がいっぱい来てですね、本当に聞いてほしい保護者はなかなか来られない現状というのがあるのは理解しておりますが。

私は市民教室講座の部分でちょっと触れたんですけども、やっぱり新しいニーズも必要だから、アンケート上でこういうことが出てますというのもしっかりしとられるみたいなので。ただ、古きよき講座もあるわけですよ。そこは、またしっかりお話を現場レベルと話されて、新しいニーズの部分は、やはり新しいニーズでアンケートの中でやっていくというようなことで

取り組んでいただければというふうに思います。

やっぱ教育費構成比率は、私はもう10%あるべきだというのがあるもんですから、実際、今回はですね、10%超えたというても、要は、ちょっと箱物とか、そういった耐震化の部分で超えてるだけであって、本来のこの教育施策に投資事業としてですね、やっぱり10%目指すんだということで、耐震関係とか、そういったものがあれば、12、13行ってよかわけですよ。やっぱ我々が文教のときに、先進地に行くと、大体、どこも構成比は10%です。10%超えとります。ですんで、やっぱ、これは未来への投資事業で、やはりしっかりした人材育成をして、また八代に帰ってきて、その子供たちが、また八代のいろいろなふるさとを思いながらやっていくということを考えていくと、予算要求もですよ、じゃんじゃんとは言いませんけど、しっかりされて、10%超えられるように、増住次長、頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（中村和美君） はい。

○委員長（田方芳信君） 中村委員。

○委員（中村和美君） はい。その2の300ページの医療的ケア支援事業、これ、前は——看護師の派遣の人工呼吸器の操作、維持、前は家族の人がやっておられて、25年度から専門の看護師を派遣すると、これが平成27年度で終了ということでございますが、これは様子見るということですか、それとも、もう27年度にはその生徒がいないってということかな。いないってことはおかしかろうばってん。はい。お願いします。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 塚副首席審議員兼課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。25年度現時点で、この子が高校の1年ということでしたので、今現在、2年生です。来年度で3年で卒業してまいりますので、そこで、一旦、切れるという状況になります。

○委員（中村和美君） はい。委員長。

○委員長（田方芳信君） 中村委員。

○委員（中村和美君） はい。ということは、後は、そういう生徒さんは、今んところはいいということではないですか。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。

○委員長（田方芳信君） 塚副首席審議員兼課長。

○教育部首席審議員兼学校教育課長（塚副 徹君） はい。就学前のほうにいますと聞いておりますが、この子がどういうふうな状況になるかっていうのがちょっとわかりませんので、現段階では、わかりかねるところです。

○委員（中村和美君） それじゃあ、いいです。はい。

○委員長（田方芳信君） 中村委員。

○委員（中村和美君） やっぱり身内がやるというのも非常に大変だろうと思うし、一日かかりきりみたいなことになると思いますので、この充実ちゅう、これはやっぱり、ある程度は予備費か何かちゅうか、そんなんば使っとってです、ね、極端な言い方すれば、そういう子供さんが来られたら、すぐ対応できるようなことをです、ね、お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で、

第9款・教育費、第10款・災害復旧費中、教育部関係分についての質疑を終わります。

小会いたします。

（午前10時38分 小会）

（午前10時43分 本会）

◎議案第90号・平成25年度八代市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

○委員長（田方芳信君） 本会に戻します。

次に、議案第90号・平成25年度八代市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出、一括して説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。委員長。

○委員長（田方芳信君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の上田でございます。座って説明をさせていただきたいと思っております。

平成25年度国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険、そして診療所のそれぞれの特別会計の決算について、私のほうから総括をさせていただきます。なお、この後、各担当課長が説明する部分と重なる部分もあるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

まず、国民健康保険特別会計につきまして、特別会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

総括表がありますけれども、総括表の、表の上から1段目であります、国民健康保険特別会計であります。歳入総額につきましては、182億9471万円となり、前年度決算と比較いたしますと1億4819万円、率にして0.8ポイントのプラス、その横の歳出総額では182億1435万円となり、対前年度比2億2683万円、1.3ポイントのプラスとなっております。

おります。

さて、国民健康保険は、自営業者や高齢者等の年金生活者などが加入する国民健康、——国民皆保険の中核を担う保険ではありますが、本市におきましても、国の経済対策により、景気が回復傾向とはいえ、国保加入者全体の底上げまでは至っていない状況であり、また、少子化の進行に伴う被保険者の若年層の減少などにより、被保険者の税負担能力が脆弱化する一方で、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などを要因とした1人当たり医療費の増大により、財政運営は大変厳しいものとなっております。ただ、ここ一、二年は保険給付費の伸びが鈍化傾向でありましたが、平成25年度は対前年度比で2.3ポイント伸びておりますことから、今回、財政調整基金からの繰り入れを行ったところでございます。

そのようなことから、医療費の適正化、あるいは、生活習慣病の予防、特に特定健診につきましては、未受診者への直接的な働きかけやさまざまな広報周知などを実施しておりますものの、平成25年度の受診率は前年度を1.3ポイント下回る32.5%となっております。その下回った原因を分析し、引き続き、知恵を出し合いながら、受診率向上に向けて努力してまいりたいと考えております。

なお、特定健診受診者のうち、治療を要する人、あるいは、何らかの指導を要する人をあわせると、26%を超えてきておりますので、人工透析などの重症化予防のための保健指導を徹底しているところでございます。そのほかにも、ジェネリック医薬品の推奨や頻回受診等の改善を促しているところであります。

他方、国民健康保険税の収納率につきましては、景気の回復傾向の中ではありますが、高齢化の進行と相まって、現年度課税分については、前年度の収納率を維持した93.2%となっております。今後も安定的な税収の確保に向

けて、関係課と一緒に努力していかねばならないと考えております。

なお、国民健康保険の運営につきましては、社会保障と税の一体改革に基づきまして、国が消費税増税分1700億円程度を保険者の財政支援に充てることになっております。あわせまして、医療制度改革によりまして、平成29年度を目途に、国保の保険者を都道府県に移行することが予定されているところでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計につきましては、表の2段目になりますが、歳入総額が16億3479万円で対前年度比0.8ポイント、歳出につきましては16億511万円となり、対前年度比0.9ポイントのプラスとなっております。

この後期高齢者医療は、熊本県後期高齢者医療広域連合が運営しておりますが、国保の加入者が減少する一方で、75歳以上の後期高齢者は増加傾向にあり、それに伴う医療費も増大し続けております。そのため、本市が広域連合に納める納付金につきましても、対前年度比で1613万円、率にして1.1ポイントの伸びと増加の傾向にあるところでございます。

平均寿命が、昨年、初めて、男性の平均寿命が80歳を超え、80.21歳、女性は86.61歳といずれも過去最高となり、女性は2年連続世界一の座を保ったと報じられておりました。ただし、健康寿命とは10年近くかけ離れていることも伝えられております。このことから、健康寿命を伸ばしていくことが課題でありますので、引き続き、健康づくりの推進と介護予防施策に取り組んでいかなければならないと考えております。

なお、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計ともに、国保ねんきん課中村課長より、詳細について説明させます。よろしくお願いいたします。

続きまして、介護保険特別会計につきまして

も総括をさせていただきます。

総括表の上から３段目になりますが、歳入総額１２９億３３０５万円となり、対前年度比１億４１４９万円、１．１ポイントの伸び、一方、歳出総額は１２８億５６８１万円となり、対前年度比９１７９万円、０．７ポイントの伸びとなっておりますが、保険給付費だけで見ますと、対前年度比で２億５２０３万円、率にして２．１ポイントの伸びでございます。

平成１２年度の介護保険制度導入以来、本市におきましては、急速な高齢化の進展とともに要介護及び要支援認定者もふえ続け、対前年度比１２１名増の８００５名となっており、合併後からしますと１０００人近くふえてきている状況でございます。

このままで推移していきますと、介護保険財政も今年度には１３０億円を超えることが予測されます。これらのことから、国におきましては、今般成立した地域医療・介護総合推進法に基づき、訪問介護と通所介護、いわゆる、ホームヘルプサービスとデイサービスの予防給付事業につきましては、保険給付から切り離し、市町村事業として位置づけられ、また、一定以上の所得のある利用者の自己負担の２割へ引き上げなどが来年度から実施予定されているところでありますが、本市におきましても、現在策定中の来年度からの第６期介護保険事業計画の中で、それに向けて準備を進めているところでございます。

それでもなお、介護保険財政は厳しい運営を迫られることになると思われますので、社会保障制度改革の中での国の財政支援を期待する一方で、要介護状態に陥らないよう、高齢者みずからが気軽に取り組むことのできる介護予防や生きがいつくり、あるいは、何度も申し上げますが、健康寿命を伸ばしていくために、若いときからの健康づくりの推進に力を入れていかなければならないと考えております。一方で、介

護が必要となった場合には、在宅で自分らしく暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの構築を加速化させてまいりたいと思っております。

続きまして、診療所特別会計の総括をさせていただきます。

総括表の下から３段目になりますが、本市が所管する診療所は、泉校区の下岳地区にあります下岳診療所、五家荘地区にあります椎原診療所、そして、柿迫地区にあります泉歯科診療所の３診療所です。下岳診療所は、委託先の八代郡医師会所属の診療所から医師に来ていただき、毎週火曜日と金曜日に診察するものです。また、泉歯科診療所は毎週土曜に、委託先の八代歯科医師会所属の歯科医に来ていただいて診察していただいております。椎原診療所につきましては、県のほうから自治医科大出身の医師を派遣していただき、常駐の上、五家荘地域住民の医療をお願いしております。平成２５年度は、歳入歳出とも８１９２万円で、対前年度比で４７万円、０．６ポイントのマイナスとなっており、診療所事業収入では、前年度より２２万円、０．５ポイントのプラスとなっております。その分、一般会計からの繰入金は、対前年度比で２６万円、０．９ポイントのマイナスとなっておりますが、これは、人口減少が進む中で、椎原診療所の患者数が伸びていることがその一因であります。なお、地方における医師不足が懸念されておりますが、泉地区は、過疎化が進むとともに、高齢化の進行も著しいものがあります。そのような中で、椎原診療所については、五家荘という地域性に鑑み、地域住民の適正な医療を確保するためにも、引き続き、県に対して、医師の常駐を働きかけてまいりたいと思います。

以上、健康福祉部が所管します特別会計決算の総括とさせていただきます。

詳細につきましては、介護保険特別会計を長

寿支援課小林課長より、また、診療所特別会計につきましては、あす、泉支所市民福祉課小川課長より決算の内容について説明をさせていただきます。どうぞ、よろしく御審議お願いいたします。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。

おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課の中村です。よろしくお願いたします。着席の上、説明させていただきます。

それでは、議案第90号・平成25年度八代市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

歳入につきましては八代市特別会計歳入歳出決算書、歳出につきましては平成25年度における主要な施策の成果に関する調書及び土地開発基金の運用状況に関する調書にて御説明いたします。説明につきましては、1000円単位で申し上げます。

それでは、平成25年度における主要な施策の成果に関する調書その3のほうをよろしくお願いたします。359ページをお願いいたします。

特別会計、国民健康保険の歳入歳出一覧表でございます。この表の下段、合計の行に（A）とありますところ、歳入決算額は182億9471万1000円で、予算額に対して99.2%、同じく（B）とございますところ、歳出決算額は182億1435万7000円で、予算額に対して98.8%の執行率でございます。その下、歳入歳出差引額は8035万4000円となっております。

それでは、歳出の主なものについて御説明いたします。

一覧表の右側、科目1・総務費で1億787

6万9000円。

内訳の主なものでございますが、（1）一般管理費の1億7221万9000円は、職員の人件費や保険証及び納税通知書等発行に要する事務費等でございます。

（2）連合会負担金637万5000円。これは国保連合会が行う事業等経費に対する負担金でございます。

（4）運営協議会費17万5000円でございますけれども、これは国保事業の運営に関する重要事項を御審議いただく国民健康保険運営協議会に係る委員報酬などが主なものでございます。

続いて、科目2・保険給付費は121億1105万9000円でございます。

国保事業の根幹を成す事業であります。決算額は前年度から約2億7000万円ほど伸びております。率にして2.3%の増加となっております。これは被保険者の高齢化や医療費の高度化によるものと考えております。

（1）療養諸費105億9815万1000円は、被保険者の医療機関等での窓口負担分を除いた、いわゆる、保険者負担分でございます。

（2）高額療養費14億3083万7000円は、1月当たりの医療費が高額となった場合に、その世帯の収入に応じて定められた自己負担額を超えた分を申請により払い戻すものでございます。

（5）出産育児諸費7480万5000円は、加入者が出産されたときに一時金として子供1人当たり39万円、産科医療補償制度加入の場合は42万円を給付するもので、180件分でございます。

（6）葬祭諸費678万円は、加入者が亡くなられたときに、その葬祭を行った方に対して1人当たり3万円を支給するもので、226件ございました。なお、保険給付費に係る予算執

行率は99.2%となっております。

次の科目3・後期高齢者支援金の2億4589万8000円は、後期高齢者医療制度に対する本市国保保険者としての負担分でございます。

次の科目4・前期高齢者納付金は2億15万4000円で、これは平成20年4月の医療制度改革により新設されたもので、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費について、制度上発生する医療保険制度間の財政的な不均衡を調整するために納付するものでございます。

次に、科目6・介護納付金は9億8479万6000円で、40歳から64歳までの介護保険2号被保険者の納付金でございます。

次の科目7・共同事業拠出金は2億4億4031万2000円でございます。これは国保連合会が事業主体となり、高額な医療費の急増など、不安定要因の緩和や財政の安定化を目的として、県内市町村保険者が共同して行う事業への拠出金でございます。

次の科目8・保健事業費は1億3168万1000円で、詳細は後ほど御説明いたしますが、(1)特定健診8162万2000円は、40歳から74歳までの国保加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した健診を行う特定健診事業と健診の結果、生活習慣の改善が必要な方への指導を行う特定保健指導事業の2つの事業に要した費用でございます。

(2)上記以外の保健事業費5005万9000円は、主にレセプト点検や重複頻回受診者への訪問相談などの医療費適正化事業、脳ドック、はり・きゅう助成などの疾病予防事業等に要した経費でございます。

次の諸支出金2億1959万6000円の主なものは償還金で、平成24年度に概算で交付されました国からの負担金等につきまして、実績に基づき超過分を返還したものが主なものでございます。

以上、歳出合計は182億1435万7000円となっております。

右のページは医療費の状況でございます。平成25年度の本市国保における医療費総額は、表の右側、療養諸費の合計145億3623万7000円でございます。前年度と比較しますと、2.4%増加しているところですが、医療費総額について、ここ数年の動向を見ますと、平成20年度136億円だったものが、平成25年度は145億円となり、約7%伸びております。一方、被保険者数は徐々に減少してきて、平成20年度の4万4349人から平成25年度は4万1095人となり、約7.3%減少しております。1人当たりの医療費は、平成20年度、約30万8000円から平成25年度は約35万4000円で、約15%伸びております。今後、62歳から67歳の、いわゆる、団塊の世代の方々が社会保険から国保へ加入されるなど、高齢者の加入率が急速に高まることによりさらなる医療費の増加が見込まれるところでございます。

それでは、引き続き個別の事業について御説明いたします。361ページをお願いいたします。

国保保健指導事業でございます。生活習慣病の重症化・合併症の予防を図り、さらに適正受診の啓発等により医療費の抑制を図るため、日常生活指導を実施するものでございます。保健師により、一月に4カ所以上の異なる医療機関、もしくは同じ診療科を2カ所以上受診しておられる重複受診者や一月に同じ医療機関を15回以上受診しておられる頻回受診者に対して戸別に訪問し、療養上の日常生活指導及び適正受診に関する指導や服薬指導等を行うとともに自主的な健康づくりを支援しております。

平成25年度の決算額は149万3000円となっております。非常勤職員の賃金が主なもので、訪問いたしました件数は、重複受診者が

142人、頻回受診者が41人でした。

右のページの今後の方向性といたしましては、さらなる医療費削減につながりますように、対象者の抽出方法の見直しや指導内容を工夫するなど、さらに事業効果を高める対策を考えながら取り組むこととしております。

363ページをお願いいたします。

疾病予防事業でございます。医療費の適正化を図り、国保事業の健全運営に資するため、疾病の早期発見及び症状の緩和、医療費に係る啓発活動等に関する各種事業を実施を行うものとしてございまして、事務事業の概要は、1年間無受診であった世帯を健康優良家庭として表彰したり、脳ドック費用として1人1万5000円の助成やはり・きゅう等の施術に対し、年15回を上限に1回当たり1000円を助成しております。また、適正受診の推進及び医療機関等による診療報酬等の不正請求防止を図るため、被保険者に対しまして、受診日数や医療費の額等をお知らせする医療費の通知を年4回発送するなどの事業を実施しております。

平成25年度の決算額は4558万1000円で、特定財源の847万2000円は県からの特別調整交付金でございます。健康優良家庭表彰記念品代としまして800世帯に432万3000円、はり・きゅう等の助成としまして9252件で925万2000円、脳ドック助成といたしまして632件、948万円などをいたしております。予算額に対して430万ほどの不用額がございますけれども、優良家庭表彰の記念品の単価が見積もりよりも安価であったこと、脳ドックの受診者が予定より下回ったことなどによるものが主なものでございます。

今後の方向性といたしましては、今後、この事業は、被保険者の健康の保持、増進及び医療費に対する意識を高めることを目的としており、また、脳ドックやはり・きゅう施術の助成

等、既に被保険者に定着しておりますので、事業内容の周知にさらに取り組み、事業の効果を高め、医療費の適正化につなげるように実施することとしております。

右の、済みません、——365ページの特定健診事業でございますが、この事業は糖尿病等の生活習慣病、特にメタボリックシンドロームの該当者、予備軍を減少するため、保健指導が必要な方を的確に抽出し、生活習慣の改善と生活習慣病の予防を目的とするものでございます。

事業の概要でございますが、40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象に、腹囲の測定及び肥満度の算出などを行い、基準値以上の人で血糖、脂質、血圧、喫煙習慣の有無により、生活習慣病予防のための保健指導を必要とする方を抽出するために実施するものでございます。

決算額は7395万8000円で、特定健康診査委託料が主なものでございます。国、県支出金の4044万4000円は、国、県同額の2022万2000円を収入いたしております。不用額3284万円ほどございますけれども、健診受診者が予定を下回ったために不用額となっております。

右のページ、今後の方向性では、糖尿病等の有病者、予備群を減少するためには、自己負担金の軽減や受診者全員の無料化等検討の余地はあると考えられます。より効果的な健診PRとともに、また、受診者にとって効果的な受診の機会が確保できるよう、医師会など関係機関と協議を図りながら、受診率向上を目指してまいります。

367ページをお願いします。

特定保健指導事業でございますが、この事業は、動脈硬化の原因となるメタボリックシンドロームの方に対して、生活習慣改善等の保健指導を早期に介入することで、糖尿病や心筋梗

塞、脳梗塞等の疾病を未然に防ぎ、疾病の発症及び重症化を予防することを目的とするものでございます。事業の内容は、健診の結果、質問票から、生活習慣の改善が必要な積極的支援、動機づけ支援の対象者を抽出し、生活習慣の改善を図るため保健指導を行うものでございます。また、保健指導では、健診結果により自分の体の状態を知り、生活を振り返り生活習慣改善の行動目標を設定するとともに、その行動目標が実践できるように支援を行うものでございます。

決算額は766万3000円で、特定保健指導委託料594万4000円と事務費等171万9000円が主なものでございます。国県支出金の503万円は、国・県同額の251万5000円を収入いたしております。

右のページの今後の方向性でございますが、生活習慣病の重症化予防に取り組むためには、特定保健指導だけではなく、特定保健指導の対象とならない情報提供のハイリスクの方に対しても保健指導が求められますことから、健康増進事業の中で取り組むこととしております。

以上、主要施策についての説明を終わりました。引き続き、歳入について御説明いたします。八代市特別会計歳入歳出決算書に基づき御説明いたします。

決算書の16、17ページをお願いいたします。

金額につきましては、右ページの右から4列目、収入済額で申し上げます。なお、歳出同様、千円単位で御説明いたします。

第1款・国民健康保険税は33億5656万5000円でございます。項1・国民健康保険税、目1・一般被保険者国民健康保険税の収入済額は31億5916万2000円でございます。節1から節3までは現年課税分、節4から節6までは滞納繰越分でございます。これらの一般被保険者に係る収納率につきましては、現

年度分は92.89%、滞納繰越分は10.53%となっております。

目2・退職被保険者等国民健康保険税の収入済額は1億9740万2000円でございます。目1と同様に、節1から節3までは現年課税分、節4から節6までは滞納繰越分でございます。これらの退職被保険者に係る収納率につきましては、現年度分が97.35%、滞納分16.19%となっております。

なお、国税収入済額は、前年度に比べ約1億1700万円、率にして3.4%減少いたしておりますが、一般と退職あわせました現年課税分の収納率は93.15%で、前年度の93.12%から0.03%向上いたしております。

次の18、19ページをお願いいたします。第2款・使用料及び手数料、項1・手数料、目1・督促手数料306万4000円は、滞納世帯への督促状送付の手数料収入でございます。

第3款・国庫支出金は54億1801万6000円でございます。項1・国庫負担金、目1・療養給付費等負担金は34億7367万6000円でございます。これは、一般被保険者の療養給付費などの費用の32%が国から概算交付されたものでございます。

目2・高額医療費共同事業負担金の9030万円は、高額医療費共同事業医療費拠出金に係る国の負担金でございます。負担割合は、対象となる拠出金の4分の1となっております。

目3・特定健康診査等負担金は2273万7000円でございます。これは、特定健診事業、特定保健指導事業に係る国の負担金で、ともに負担割合は、対象経費の3分の1となっております。

項2・国庫補助金は18億3130万3000円でございます。目1・財政調整交付金18億2869万9000円で、節1・普通調整交付金14億1068万6000円と節2・特別調整交付金4億1801万3000円となって

おります。普通調整交付金は各市町村の財政力の不均衡を調整するために、また、特別調整交付金は各市町村保険者の特別事情や特別な事業の実施に対して国から交付されるものでございます。

目3・高齢者医療制度円滑運営事業費補助金260万4000円は、70歳から74歳までの被保険者の一部負担割合が2割とされているところを1割とする特例措置に伴い、高齢者受給者証の再交付に要した費用に対する概算補助でございます。

第4款・療養給付費等交付金でございますが、次の20、21ページをお願いいたします。

21ページの項1・療養給付費等交付金9億2771万3000円は、退職者の医療に充てるために、社会保険診療報酬支払基金から概算で交付されたものでございます。

第5款・前期高齢者交付金は34億4545万4000円でございます。これは、歳出で御説明いたしました保険給付費のうち、65歳から74歳までの被保険者の医療費について、制度上発生します医療保険制度間の不均衡を調整するための交付金でございます。

第6款・県支出金は10億6513万8000円でございます。項1・高額医療費共同事業負担金9030万円でございます。これは、国庫負担金と同様、県の負担分で、負担割合は4分の1となっております。

目2・特定健康診査等負担金は2273万7000円でございます。これも、国庫負担金と同様、県の負担分で、負担割合は3分の1となっております。

項2・県補助金、目1・県調整交付金は9億5210万1000円でございます。内訳は、節1・普通調整交付金で8億8441万円、節2・特別調整交付金で6769万1000円となっております。普通調整交付金は、県内市町

村国保の保険者の財政を調整するために交付されるもので、特別調整交付金は、収納率が向上した場合や医療費適正化対策事業を行ったり、保健事業を行った場合等に県から交付されるものでございます。

第7款・共同事業交付金は23億6596万9000円でございます。項1・共同事業交付金は23億6596万9000円でございます。項1・共同事業交付金、目1・高額医療費共同事業交付金3億3045万6000円と目2・保険財政共同安定化事業交付金20億3551万2000円は、共同事業の対象となった医療費の財源として国保連合会から交付されたものでございまして、交付割合は100分の59となっております。

第8款・財産収入、項1・財産運用収入、目1・利子及び配当金は、国民健康保険財政調整基金の預金利子386万3000円でございます。

第9款・繰入金は15億2900万7000円でございます。項1・一般会計繰入金で10億8900万7000円を繰り入れております。これは、全て法定繰入分、いわゆる、ルール分でございます。内訳といたしまして、節1・職員給与費等繰入金1億7347万8000円は、国保事業に要します人件費などに要する費用に対するものでございます。22、23ページをお願いいたします。節2・出産育児繰入金は、5014万円を繰り入れておりますが、出産育児一時金の決算額の3分の2相当額でございます。節3・保険基盤安定繰入金6億4805万9000円は、一般被保険者の低所得世帯に係る保険税を軽減したことにより生じます財源不足に対するものでございます。節4・財政安定化支援事業繰入金2億1733万円は、病床数が多いなど、地域の特性による国保財政の負担の増加に対する支援分でございます。

項2・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入

金は4億4000万円でございますが、医療費増加等の影響で財源不足が生じたことから、基金の一部を取り崩し、繰り入れております。

第10款・繰越金は、前年度決算の剰余金1億5899万3000円でございます。

第11款・諸収入は2092万4000円でございます。項1・延滞金加算金及び過料、目1・一般被保険者延滞金404万2000円は保険税の滞納に対する延滞金でございます。

項3・雑入は1688万1000円でございますが、その内訳は、目1・一般被保険者第三者納付金1387万5000円と目2・退職被保険者等第三者納付金128万円でございます。これは、国保加入者が交通事故など、第三者行為の被害者となった場合に、治療のために一時的に保険を使用された場合、過失割合等に応じて加害者に請求し、徴収したものでございます。目3・一般被保険者返納金は115万5000円で、これは、一般被保険者が社会保険の資格を取得された後に、八代市の国保の保険証を提示されて医療機関を受診された場合、保険給付費を御返納いただいたものが主なものでございます。

次の24、25ページをお願いいたします。目5・雑入27万5000円、——済みません、8000円は、臨時職員雇用保険料の自己負担分などでございます。

目6・特例措置療養費一部負担金は28万4000円でございますが、これは、平成20年4月1日から70歳以上74歳未満の被保険者の負担割合が2割とされておりましたが、特例措置により、平成26年、——今年度の3月31日までは1割に据え置かれておりましたので、その差の1割分を国が負担したものでございます。

以上、歳入の合計は182億9471万円でございます。

最後に38ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額182億9471万1000円、歳出総額182億1435万7000円、歳入歳出差引額8035万4000円で、実質収支額も8035万4000円となっております。この実質収支から前年度の実質収支1億5899万3000円を差し引いた単年度の収支は、7863万9000円の赤字となっております。

国保を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いておりますので、引き続き、医療費の適正化、疾病予防、収納率の向上などに努めるとともに、国において社会保障と税の一体改革の中で検討されております保険者機能強化のための国保財政基盤の安定化、広域化など、今後の医療制度の改革の動向について注視しながら、国保財政の健全な運営に努めていかなければならないと考えております。

以上で、議案第90号・平成25年度八代市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） ただいまの説明について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（松永純一君） はい。委員長。

○委員長（田方芳信君） 松永委員。

○委員（松永純一君） はい。国保財政ですね、全体的な部分ですけども、形式収支は8000万、黒字ですね。で、今、説明がありましたように、繰越金が1億5900万ですから、単年度の実質収支は7900万の赤字なんですね。加えてですね、繰入金が4億4000万あるんです。もちろん、積立金も390万ありますけども、実質の単年度収支は5億以上ですね、5億2000万ぐらいなと思うんですが、赤字なんですよ。基金が4億4000万繰り入れれば、15億のものは10億ぐらいになってくると。

二、三年前だったですか、福島市長のときに、税率を下げるという条例改正案と当初予算がですね、提案されて、それは当初予算のほうは訂正っちゃうかですね、——条例改正のほうは否決をしたんですね。国保の、結局、この25年度の決算の厳しい状況がですね、そのときにも、大体、伺えたわけですから反対をしたんですけれども。でですね、これ非常にですね、この国保財政が、ここまでですね、逼迫してくると、つまり、基金というのはですね、赤字補填はできますけれども、本来の目的は、やっぱりインフルエンザの蔓延とかですよ、それから、腎臓の治療とかですね、そういった不慮の事態に対応できるようにするのが、私は基金の目的だろうと思うんですね。

そういったことを考えると、課長、どうなんですか。この26年度、まだ半年ですけども、我々は27年度にこの中期的な国保財政を見たときに、何らかの、やっぱり税率を上げるとかのことをもう今、考えておられますか、どんなですか。まだそこまではないだろうというようなお考えなのか、そこを少しちょっと心配しておりますので。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。

○委員長（田方芳信君） 中村課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。ただいま委員のほうから御指摘がございましたけれども、平成25年度におきまして4億4000万、基金からの取り崩して繰り入れまして、あと、基金残高が10億5000万ほどとなっております。

25年度において、低所得者の税負担軽減ということで、それぞれ0.5割上増しの軽減拡充という条例改正をお願いいたしまして、実施しとるところでございますけれども、その低減したことにより影響額で申しますのが、約5000万。税額を軽減した額ちゅうのは、影響額としては5000万程度でございます。

それと、その25年度の条例改正をお願いした際に、収納率が向上してるということと23から24年度にかけての医療費が鈍化、——それほど伸びていないということで、医療費も伸びていないちゅうことで、税負担を軽減しても大丈夫だろうということで、条例改正についても御承認いただいたところでございます。

ただ、25年度につきましては、被保険者数は減少しておりますけれども、先ほども、まだ細かな分析はしておりませんけれども、国保加入者、大体、構成、——加入していらっしゃる方ちゅうのが高齢の方、年金所得者の方が多いですけれども、高齢化に伴い、医療費も高額になる。1人当たりの医療費の単価も上がっているということで、平成24年度につきましては、33万9000円だったかと思います。医療費、——1人当たりの医療費ちゅうのは。25年度につきましては、35万ほど、1万四、五千ほど1人当たりの医療費、伸びております。

委員のほうから、今、お尋ねがありましたけれど、給付に見合う負担、税率というのを考えなければいけないんでしょうけれども、ただ、この時期、消費税も上がりますし、年金も下がりますし、その辺を慎重に。税率の見直しという言葉がございましたけれども、先ほど部長のほうからもありましたけれども、平成29年度を目途に国保の保険者は県のほうに移行するということで、その辺も、そういう流れの中で、税率の見直しとか、可能なのかも、その辺も考えないといけないんですけれども、その辺は経済状況を見ながら判断したいなと考えております。

○委員長（田方芳信君） よろしいですか。

○委員（松永純一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 松永委員。

○委員（松永純一君） 対策としてですね、医療費の適正化とか、徴収率の向上とか、一口に

言うんですけれども、なかなか厳しいところがあると思うんですね。ですから、県に移行がですね、スムーズにいけばいいんですけれども、いわゆる、6団体とか何とかってというのは反対してる部分もあるもんですから、心配してるわけですけども、その辺うまくやっていったらいいのかなと思います。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） はい。委員長。

○委員長（田方芳信君） 福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい。関連です。

今、1人当たりの医療費が3億8000万、——30万8000円か。1人当たりがですね、医療費がですね。それと、高額療養給付が、高額になりますと、これが35万4000円ですか。そういった姿で医療費、それと、1人当たりの医療費が上がってきとるという流れを考えますならば、やはり、健診率がやっぱり相当そこに重要されてくるんじゃないかなと私なりに思うんですけれども、その健診、——いろんな形の健診は、やはりこの市民の方々がやっぱり受けていただくというような対策をですね、やはり図っていく必要があるんじゃないかなというふうに私はそう考えます。

そこで、やはり、もうこれは、もういつもの心配事なんですけれども、当然、やっぱりそれぞれ文章ではなかなかこの市民の皆さん方、気につかれないところがあるわけですけども、何らかの呼びかけですね、やはり健診をしていただくというような、そういったところも必要じゃないかなというふうに思われます。

それと、もう一つ、脳ドックのこの助成がどこだかにありましたですね。そういった助成があるんですけれども、今ここに出とる脳ドックの助成はどういった、疾病予防の事業のところなんですけれども、363ページの。これについては、どういった、——自分で申し込んであ

れたときと市からの何らかの形で連絡があったら脳ドックを受けるというこういったところには助成があるんだろうと思うんですけれども、そういったところはこういった関係で、助成がある、なしになつとつとですかね。そこらあたりをひとつ教えてください。

○国保ねんきん課副主幹兼医療給付係長（吉田幸生君） はい。

○委員長（田方芳信君） 吉田副主幹兼係長。

○国保ねんきん課副主幹兼医療給付係長（吉田幸生君） はい。医療給付係長の吉田でございます。

脳ドックにつきましては、まず、年2回ほど募集をかけております。広報紙に挟みます専用の募集の用紙に基づきまして、その中で、病院ごとの受け入れできるような人数を記載いたしまして、その中で、はがき、もしくは封書でこちらのほうに申し込んでいただきまして、そこで募集が多い、集中した病院につきましては抽選、それ以外の方については全員申し込みを受け付けます。その後、直接、御本人さんが、その当選した方、または、おおむね、最近は全員受診というケースもかなりあるんですけど、病院のほうと日程等を調整していただきまして、そして、そこでその日を決めていただきまして、その後、病院からこちらのほうに助成金の請求が上がってくるというような流れになっております。以上でございます。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（田方芳信君） 福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） ということは、市からそういった申込用紙、はがき、それに応募して、抽選でだろうと思うんですけども、それは、もしも、外れた人はどうなるんですかね。

○委員長（田方芳信君） 吉田副主幹兼係長。

○国保ねんきん課副主幹兼医療給付係長（吉田幸生君） 病院ごとの申し込み、——現在、八代市では、5医療機関のほうで脳ドックを受診

できる病院がございます。その中で、ちょっと大きめの病院なんですけど、そこに関しては、募集人数、——募集人数と言いますのは、こちらはその病院がこの脳ドックにその時期受け入れる人数ということになりますけど、受け入れる人数を超えた場合につきましては、その中で、まず、抽選をいたしまして、そして、キャンセルが出た場合のキャンセル待ちをいたします。

ただ、実際、そんなに多くの、たくさんと言いますか、募集の時期に、年度によりますけど、10人、20人ぐらい程度の募集を超えた人数ということになりますので、そういう形で、その年はその方は受けられないというような方も中にはいらっしゃいます。

ただ、ほかにまだちょっと、ほかの病院については、まだ定員を満たない病院も発生しとるというような状況でございます。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（田方芳信君） 福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい。そうすると、そういった形でですね、企業側からの、今のそういった、——企業が病院に対して申し込みしてあれすっでしょう。あれは社会保険ですかね。そういった場合は、どうなるんですかね。

○委員長（田方芳信君） 吉田副主幹兼係長。

○国保ねんきん課副主幹兼医療給付係長（吉田幸生君） 八代市脳ドックでこの実施してます事業につきましては、国民健康保険加入の方を対象とした脳ドックということですので、また社会保険とか、その他の保険につきましては、それぞれの制度で実施されてるいろんな制度がございますということで承知しております。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（田方芳信君） 福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） 国保の場合で、その抽選漏れしたその方が、またもうその次の年、申し込まれるということとはなかなかないだろう

と思うんですけども、そこで、そういったところで、もうその健診を諦めていくというのが出てくるんじゃないかなと思うんですね。せっかく、申し込んで、今、もうなかなかそのとき受けられなかったら、もう助成金も、次、自分で、個人で申し込んだ場合は助成金を受けられないという形で受診をされるちゅうのが出てくる、発生するだろうと思うんですね。そういったところをもう少し、何とか、どがんかでけぬですかね。そこのところをどういうふうと考えれば、そういったところで健診できるような形になりますかね。そういった検討をされとりますかね。

○委員長（田方芳信君） 吉田副主幹兼係長。

○国保ねんきん課副主幹兼医療給付係長（吉田幸生君） 脳ドックのその前に、御意見いただきました健診を受けるということが大切であると、その部分が一番大切な部分かと思えますけれども、健診の基本と言いますのは、脳ドックよりも、まず、特定健診、——基本的な体の状態を見る特定健診ということが一番大切な部分になってくるかと思えます。委員さん、一番冒頭に御意見として申された部分でございます。

その受診を上げていくことにプラスして、脳ドックはまたその部分も兼ね合いありますけど、ちょっとその部分よりも脳を中心としたドックということになりますので、脳ドックについての御意見、今、いただきましたいろんな施策については、今後また、御意見を踏まえて考えてはいきたいと思えますけど、冒頭おっしゃいました基本的な健診についてに対応することが第一義的な対策かと考えております。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（田方芳信君） 福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） そのまま。特定健診ですね。本当、最初に申し上げておりました特定健診のそういったこの受診率を、健診率を上げ

るという。

本当に、何らかの形で、それぞれの議員さんが言われておりましたけれども、やっぱりそういう、やっぱりチラシとか、あるいは、文書でという姿で、なかなか見られないちゅうのがありますね。関心を持ってしておられるのは、それぞれ受けられますけれども、一つ外れたら、もうなかなか忘れて、もう次の機会には受けないというのが出てくるんですけども、そういったところの今の対応ちゅうのはどういうふうになりますかね。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はい。

○委員長（田方芳信君） 蒲生課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）はつらつ健康課の蒲生です。よろしくをお願いします。

特定健診の受診率向上のための対応ということで御質問ですが、これまでのやり方と現在やっている方法についてお知らせをしたいと思います。

2月に健診申し込みを一括で申し込みとります。それは、集団健診等である場合に、1日の健診の人数等の把握が必要なために申し込みをとります。が、通年、申し込みはとっている状況でございます。

まず、周知といたしましては、医療機関や公共施設、スーパー等を通して、健診のポスター等の掲示をいたしております。また、のぼり旗やステッカーの設置なども今までいたしております。それと、市の広報紙、ホームページ、ラジオ等を活用いたしまして、広報活動を行っております。また、ゆめタウンとか、イオン八代等の特設会場で健診PR会等も実施いたしております。

それと、健診のメリットとか、生活習慣病予防等のリーフレット等を作成いたしまして、市報等への折り込み、全世帯に配布しているところ

でございます。

それと、健診の必要性とか、生活習慣予防についてですけれども、前年度までございました国保の健康づくり推進協議会とタイアップいたしまして、会議とか、集会の場を通じまして、国保と一緒に現在の医療費の状況とかも含めまして、健診の必要性についてのPR会等も行っております。

また、住民自治協議会が設置されまして、そちらとの連携もとらせていただきながら、受診の必要性について等も講和等を含めてですね、お話をしているところです。

それと、未受診者に対しましては、医療機関等も集団健診が7月の初めに終わりますので、その後は、医療機関健診に移ります。医療機関健診をお受けいただくように未受診者の方には個別通知を行っております。黄色い受診券が届くと思います。それと、健診前には、個別で受診勧奨等も行っているところでございます。

あと、健診等の利便性を図るために、がん検診等をいろいろながんの検診と一緒に受けていただくような複合検診等も行っておりますし、地域に出向く巡回健診等も受けやすい体制ということで行っているところです。

いろんな方法で工夫しながらやってはおります。まず、委員さん御指摘のとおり、地域に出向いての健康教育等も、これからは充実して、PRに努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（田方芳信君） 福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい。いろいろと連絡方法については、周知がもう本当に大変だろうと思いますけれども、そういった方法でひとついろいろな体制をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

そういう中でですね、なぜ、脳ドックを私がこれ中心的に申し上げますかちゅうと、近ごろ

は、もう脳梗塞関係の病気ちゅうのが物すごく多いんです。で、かなり若い人たちがそれに出てくるといのが多いもんですから、あわせてですね、脳ドック、それとあわせてがん検診、そういうのもですね、本当に今現在の現代病の中でも多い状況になってきているんじゃないかなと思われま。どうぞ、そちらのほうもですね、あわせて周知していただくようお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（田方芳信君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。その3の361ページ、国保保健指導事業ですが、これは、もうかなり前からされてる、毎年されてるとはいうふうに認識しとっとですけれども、昨年、——24年度と比較して、この重複受診者と頻回受診者の数がどうなのか、推移のほうをちょっと教えてください。

○委員長（田方芳信君） 吉田副主幹兼係長。

○国保ねんきん課副主幹兼医療給付係長（吉田幸生君） 25年度につきましてが、実態として回ってる人数といたしましては、ほぼ同数ぐらいということで考えておりますけど、委員さん、今の御質問は、どのような効果があったとか、その辺の御質問なんでしょうか。それとも、人数、それとも、また事業の、どちらでよろしかったでしょうか。

○委員長（田方芳信君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。今、聞いたのは、24年度、もしくは、3年か、4年ぐらい前からのその推移がわかれば教えてほしいと。重複の人数と頻回受診者の人数。で、その次に聞いたかったんですけども、これが、どれぐらいの効果を発揮しているのか、医療費の抑制に、それをちょっとお話聞きたい。

○委員長（田方芳信君） 吉田副主幹兼係長。

（「それは難しかなあ」と呼ぶ者あり）

○国保ねんきん課副主幹兼医療給付係長（吉田幸生君） はい。今の御質問あわせて、1つずつお答えさせていただきます。

まず、訪問件数でございますけど、合計の訪問件数、平成22年度181名、それから23年度が166名、それから24年度が218名です。それから、先ほど、25年度につきましては、先ほど説明しました……（委員野崎伸也君「ああ、いいですよ。ここに書いてあるんでしょ」と呼ぶ）はい。

次に、効果額につきましてですけど、全体の効果額ということでしたら、22年度が、——この効果額の出し方といたしましては、前半年、後半年の医療費のどれくらい下落したかというのを一つの指標として見てます。

平成22年度が約1万6000円でございます。23年度が2万2000円。それから、24年度が2万2000円。

それから、25年度につきましては、過去半年分、過去、——さきの半年分という指標がまだ出てきておりませんので、25年度に実施しました前の半年分だけの平均ということで答えさせていただきます。その平均という指標で行きますと、約7700円ぐらいの数字が出ております。

以上でございます。

○委員長（田方芳信君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 今、金額ばちょっとと言うてもらったんですけど、ちょっと意味がわからぬかったばってんが、1万円とか、2万円とか、数字が出てわからぬやったばってん、それはどういったふうに捉えればいいんですか。

○委員長（田方芳信君） 吉田副主幹兼係長。

○国保ねんきん課副主幹兼医療給付係長（吉田幸生君） 委員質問の今の数字、金額の数字でございますけど、まず、抽出する場合に、その

人が過去、——前の、どのように病院にたくさんかかってるかとか、そういうのが、先ほど冒頭申しました指標になっておりますので、その中の前半期間がどれぐらいかかって、そして、その後、この訪問を実施したことによって、残りの半年間にどれぐらいかかって、それがどれぐらい下がってるかという指標でございます。

○委員長（田方芳信君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） その訪問者個別の人の金額ちゅう、——平均の金額ちゅうことでよかですか。下がった金額とか、上がったとか。

○委員長（田方芳信君） 吉田副主幹兼係長。

○国保ねんきん課副主幹兼医療給付係長（吉田幸生君） はい。

今、委員おっしゃいましたように、個別の方の平均値ということになります。

○委員長（田方芳信君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。ありがとうございます。

で、あとですね、これ、1カ月にその回るところがですよ、1カ月に4カ所以上異なる病気か、もしくは、同じ診療科に2カ所以上受診しているところと、あとは、重複診療のほうがですね、——ああ、頻回受診者か、のほうが15回以上と、月にというようなことなんですけど、これ、もう少しふやして、例えば、1カ月のやつがですよ、10回とかそういったところまでラインば下げていってから回って行ったら、もう少し効果もちょっと上がってくつとじやなかろうかと思うんですけど、そやんところは、これは、やっぱ1人で回るちゅうのに、こうやっぱ、ちょっともう限界があるということなんでしょうか。

○委員長（田方芳信君） 吉田副主幹兼係長。

○国保ねんきん課副主幹兼医療給付係長（吉田幸生君） はい。委員おっしゃいましたとおり、その抽出の頻度をもうちょっと下げてたく

さんの人をということに御意見とは思いますが、現状、職員が回れる、——1人の非常勤職員でこの事業を担当しておりますので、その辺につきまして、特に、この抽出条件に基づきまして指導が必要、さらに効果的に、——この条件であれば効果的になるってということで、現在、この基準を設けて回ってございます。

今、御指導いただきました10人に下げた場合に、その中で効果が出る方もあるかとは思いますが、よりさらに効果が出るような方を集中的にという形で、今現在、この条件を設定してございます。

○委員長（田方芳信君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。もう一つ聞きますけど、22年度から24年度までの総数っていうのを、今、教えてもらったんですけども、その中で、やっぱ同じ方々がいらっしゃるのか、また、それか、指導をして、最終的に変わってきているのか、どちらなんですか。

○委員長（田方芳信君） 吉田副主幹兼係長。

○国保ねんきん課副主幹兼医療給付係長（吉田幸生君） はい。継続してその方に指導して、抽出する中で、条件とか上がってきますので、その中で、継続して指導がしたほうがいいという方については、この続けて指導する次の年度の中にも入ってきております。

○委員長（田方芳信君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） ごめんなさい。いつも病院におらずなっていうごた人ば見るもんだいけんが。ごめんなさい、そういう人が、本当はそういつも行かなきゃいけない人なのかどうか。指導ちゅうやつ、——何て言えばよかですかね、本当は行かなくてもいいんですけど、行ってる人ばそういう人を指導してるのか、どちらなんですかね。

○委員長（田方芳信君） 吉田副主幹兼係長。

○国保ねんきん課副主幹兼医療給付係長（吉田幸生君） はい。もともとは、多受診とか、重

複受診をされることによって、その医療費が、行けない、——行かなくて済むような方を抑制することによって、そのことによって訪問を始めた事業ではございますけど、現状は、そこにある——現在は保健師を雇用してございますので、保健師ですので、さまざまな保健指導をあわせて、その方が、なぜ、そうやって重複をするのか、なぜ、そう病院にずっと行き続けるのか、そこはどこに問題があるのか、その人一人一人の中に入り込んで、そして、その人の生活習慣を整えてあげる、そのような方面からも指導をしてございます。

ですので、委員御質問、今ありました同じ人が同じ病院にずっと行っているという方もこの中に上がってくる場合は、そこに踏み込みまして、どうしたら、その人が本当に必要なのか、必要でないのかということを個別に一つ一つの案件を丁寧に指導するという体制で、今、考えてございます。

○委員長（田方芳信君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。わかりました。

ずっと続けてきておられる事業なんで、余計、できればですね、やっぱそういった費用対効果ちゅうか、やっぱ年々それが人数が減っていくっていうのが理想なんだろうというふうに思うんですけども、あと、その医療費の抑制っていう部分から行けばですね、やっぱり減らしたほうが間違いなくいいと思うんですよね、やっぱ。

あと、そういったことと兼ね合い見ながらその非常勤の職員さん、訪問看護さんの採用っていうかですね、増員してまでもというようなところも、またちょっと考えていただきながらですね、やっぱ費用対効果はちょっともう少し上がるようなところですね、取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしく願いします。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（田方芳信君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。予算決算については、もう松永委員から話があったとおりであるんですが、17ページのですね、不納欠損額2億1723万9000円ですか。国民健康保険税のですね。この数字的なものについての考え方と言いますか、今、現状、どういう形で捉えておられるのかというのをちょっとお聞きしてよろしいですか。

○納税課長（辻本士誠君） はい。委員長。

○委員長（田方芳信君） 辻本課長。

○納税課長（辻本士誠君） こんにちは。納税課長の辻本です。

先日の市税のほうでもお話をいたしております。ただ、不納欠損についての考え方ということでございます。

国保税につきましては、特に、低所得者の方の滞納が多いということでありまして、差し押さえが可能な財産というものも、預金でありますとか、不動産でありますとか、そういうものがない場合が多いということで、財産なしでの執行停止がふえておると、——がほとんどを占めておるところでございます。

そこで、納税相談員あたりでですね、納付計画を立てまして、早期の滞納完納を目指しておるところでございますけれども、なかなかその滞納の整理が進まないというところで、この執行停止も進める中で、不納欠損をしていく必要もあるということでございます、今後とも。

はい。以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。この間も出ましたですね、低所得者が大半っていうことはわかったんですけども、大半でないところの部分は何かございますか。

○委員長（田方芳信君） 辻本課長。

○納税課長（辻本士誠君） 所得階層で見ますと、年間の所得１０万円以下、それと、１００万から１５０万未満の所得の方が、あわせまして半数以上ということで、滞納額となっております。

そこで、その状況に、その世帯世帯によりましてですね、納付が可能なときに納税相談員が参りまして、収納するということで進めておりますところでございます。

可能な部分、所得が多い方の部分につきましては、そういう預金でありますとか、給与あたり、不動産があれば不動産、それは差し押さえを早期に行って、その滞納の整理につなげていくというところでございます。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） この不納欠損額の２億ちょっとの部分ちゅうのは、低所得者が大半ですよっていうところで、滞納整理のやり方については、この間指摘したとおりですので、誤解を招かないような滞納整理を進めながら頑張っていたきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

増田委員。

○委員（増田一喜君） 一つ聞きたいんですけど、不納欠損額のそのところの関連なんですけど、生活保護なんかもらってる人たちの国保とか、年寄りの人だったら、介護保険って言うんですかね、ああいうのは、どういう処理になってるんですか。この中に入ってくるんですか。どうせ、生活保護もらうちゅうんだから、収入がほとんどないちゅうことになるでしょうけれども。

○納税課長（辻本士誠君） はい。

○委員長（田方芳信君） 辻本課長。

○納税課長（辻本士誠君） はい。監査意見書の７４ページをごらんいただきたいと思いますが、ただいまの御質問の生活保護受給者につきましても、生活援護課から受給してるというのが回ってまいりますので、それにつきましては、執行停止をかけるということにしております。これが、生活保護が、また解除されましたら、後に、また復活するということでございます。

以上です。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） ということは、国保、——国民健康保険税は払ってくださいというふうにするけれども、実際的には払えないから、払わずしてというそういうふうなやり方をするんですか、ちゅうことなんです。どう、もう国保税自体を請求しないのかなって。そのやり方ですね。低所得者の人に。

○委員長（田方芳信君） 辻本課長。

○納税課長（辻本士誠君） 生活保護受給されておられる方につきましては、その期間については、滞納処分等をとめている。基本的に、徴収自体をしますと、生活が困窮、——それ以上に困窮するということでありますので、その期間については、徴収自体をしないというところでございます。が、その後、それが生活が改善されましたら、当然、そのかかっておる部分については復活して徴収させていただくというところでございます。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） また後ほど聞かせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（田方芳信君） 中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。

ただいまの御説明、国保に加入されてる方が

生活保護受給開始となった場合、国保の資格は喪失になりますので、税金も課税、賦課しません。（「そうやね」と呼ぶ者あり）それまで税金がたまっていた分については、生活保護受給開始ということで、執行停止という処理をします。でも、生活保護を受けていらっしゃる期間は、もう国保からの対象外ということになりますので。はい。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で、議案第90号・平成25年度八代市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

午前中の審議はここまでとして休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

（午前11時58分 休憩）

（午後 1時00分 開議）

◎議案第91号・平成25年度八代市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○委員長（田方芳信君） それでは、休憩前に引き続き、決算審査特別委員会を再開いたします。

次に、議案第91号・平成25年度八代市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して説明を求めます。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 中村課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課です。引き続き、よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

議案第91号・平成25年度八代市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と6

5歳から74歳までの方で一定の障害を持つ方を対象とした医療制度で、運営は、県内市町村が加入します熊本県後期高齢者医療広域連合が主体となって運営を行っております。各市町村におきましては、主に、窓口業務、保険料の徴収業務、それと、保健事業に関する業務を行っております。

医療給付に要する財源でございますけれども、約5割の公費、国民健康保険や被用者保険からの約4割の支援金、それと、あと残り1割、保険料になりますけれども、それを財源に保険給付を行っております。

それではまず、平成25年度における主要な施策の成果に関する調書その3、370ページをお願いいたします。なお、説明は1000円未満を切り捨てて御説明させていただきます。

まず、左側の歳入でございますけれども、表の下段、合計の行（A）の決算額16億3479万5000円で、予算額に対する割合は99.4%でございます。右側（B）の歳出決算額は16億511万4000円で、予算額に対して97.6%の執行率となっております。

それでは、歳出について御説明いたします。表の右側、歳出欄の決算額で御説明いたします。科目1・総務費でございますが、7071万円。そのうち、（1）一般管理費の5934万7000円は、職員8名分の人件費や保険証の交付等に要する事務費でございます。なお、不用額が700万ほどございますけれども、これは人件費の不用額が主なものとなっております。次の（2）徴収費1136万3000円は、保険料の決定通知書や納付書の作成など、保険料の収納業務に要する経費でございます。

次に科目2・後期高齢者医療広域連合納付金は15億1747万2000円で、そのうち、

（1）の被保険者保険料納付金につきましては、広域連合において課税しました保険料を被保険者から徴収し、広域連合へ納付するもので

ございます。平成25年度中に収納しました10億7071万9000円を広域連合へ支出しております。次の(2)保険基盤安定分担金は、低所得者に係る保険料の均等割額を軽減することにより生じます財源不足分を公費で補うもので、4億4675万3000円を支出しております。

次に、科目3・保健事業費につきましては、後ほど主要施策の中でも御説明いたしますが、健康保持増進事業といたしまして、1594万5000円を支出いたしております。なお、不用額につきましては、主に、高齢者健診などの委託料、はり・きゅう助成に係る補助金などが不用額として残っております。

次の科目4・諸支出金は、過誤納付に係る過年度分の保険料を還付したもので、還付加算金を含めました決算額は98万7000円となっております。

それでは、個別の主要施策について御説明いたします。

371ページをお願いいたします。

まず、健康保持増進事業のはり・きゅう助成でございますが、高齢者の健康増進に寄与することを目的に、はり・きゅう等の施術料を助成するもので、国民健康保険と同様、指定の施術機関において、はり・きゅう等の施術を受けられた方へ1回につき1000円、年間15回を上限とした施設利用券を交付し、助成するというもので、施設利用助成金として施術所に対し765万円、また、利用者に対し年に2回、利用状況をお知らせする郵送料などの事務費9万円、合計774万円を支出いたしております。

なお、財源といたしましては、全額一般会計からの繰入金となっております。

372ページをお願いいたします。

今後の方向性といたしましては、利用回数の見直しなど検討課題はございますが、高齢者の健康保持増進事業として長期にわたり継続され

ており、また、将来的な医療費抑制につながる施策でありますことから、現行どおり実施してまいりたいと考えております。

次に、373ページをお願いいたします。

健康保持増進事業の高齢者健診でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律第125条の規定に基づき、生活習慣病等の早期発見と健康保持増進を目的に、後期高齢者医療広域連合からの委託事業として実施しているものでございます。

決算額は、受診者数1079名分の健診委託料と事務費など820万4000円でございます。なお、主要施策の下段、概要欄に受診率は4.92%とありますけれども、これは速報値で、確定値は5.3%となっております。

右のページをお願いいたします。

今後の方向性としましては、高齢者の生活習慣病等の早期発見と健康保持増進を目指すため、市による実施としておりますものの、本検診の受診率が県内平均と比較してもまだ低い状況で、まだ目標受診率にも達しておりませんことから、今後は申し込み方法の見直しや効果的な広報活動の実施により、受診率向上を目指してまいりたいと考えております。

引き続き、歳入の説明をいたします。八代市特別会計歳入歳出決算書の48、49ページをお願いいたします。金額につきましては、49ページの右から4列目の収入済額欄で御説明いたします。

まず、款1、項1・後期高齢者医療保険料ですが、収入済額は10億7052万円でございます。目1・特別徴収保険料の7億3270万2000円は、年金からの差し引きにより収納いたしましたものでございます。

目2・普通徴収保険料は窓口や口座振替により収納したもので、節1・現年度分が3億3195万4000円、節2・滞納繰越分が586万3000円でございます。なお、収納率は特

別徴収が１００％、普通徴収の現年度分が９８．３％、滞納繰越分が４５．３％でございます。全体では９８．９％となっております。

次の款２・使用料及び手数料、項１・手数料、目１・督促手数料は２２万６０００円でございます。

次に、款３・繰入金、項１・一般会計繰入金の収入済額５億２２０４万６０００円のうち、目１・事務費繰入金の７５２９万３０００円は、広域連合への派遣職員２名を含みます職員８名分の人件費や各業務に必要な事務経費分を一般会計から繰り入れたものでございます。

また、目２・保険基盤安定繰入金でございますが、これは歳出の方で御説明いたしました低所得者の負担軽減を図るための保険基盤安定分担金の財源といたしまして、県が４分の３、市が４分の１をそれぞれ負担するもので、県の負担分が３億３５０６万５０００円、市の負担分１億１１６８万８０００円を合わせました４億４６７５万３０００円を繰り入れております。

続きまして、款４・繰越金で、収入済額は２９８７万９０００円でございます。この繰越金につきましては、出納整理期間中に収納いたしました２４年度分の保険料で、保険料納付金といたしまして平成２５年度に広域連合へ支出いたしております。

最後に、款５・諸収入でございますが、収入済額は１２１２万２０００円でございます。項２・償還金及び還付加算金の目１・保険料還付金９６万３０００円は、過年度分の還付済額について広域連合に請求を行ったものでございます。

次の項４・受託事業収入につきましては、５０、５１ページをお願いいたします。目１・後期高齢者医療広域連合受託事業収入１１１２万７０００円は、本市で実施いたしました高齢者健診費用や検診データの管理手数料のほか、健診に係る人件費や通信運搬費等の事務費に対し

て広域連合が負担したものでございます。

以上が歳入の説明でございます。

最後に５６ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は１６億３４７９万５０００円、歳出総額は、１６億５０００、——済みません、１６億５１１万４０００円で、歳入歳出差引額は２９６８万１０００円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も２９６８万１０００円となります。この歳入歳出差引額２９６８万１０００円につきましては、平成２６年度に繰り越し、平成２５年度の保険料として広域連合へ支出するものでございます。

以上で、議案第９１号・平成２５年度八代市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） ただいまの説明について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（田方芳信君） 福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい。この後期高齢者に該当する人員は何名ですか。（国保ねんきん課長中村伸也君「ああ、被保険者数」と呼ぶ）被保険者数。（国保ねんきん課長中村伸也君「２万、済みません」と呼ぶ）

○委員長（田方芳信君） 中村課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。２万人ほどで、ちょっと詳細な数字はちょっとお待ちください。

○委員長（田方芳信君） 中村課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 済みません。はい。２万１９６６名です。これは、３月３１日、３月末の数字でございますけれども。この被保険者数は、それぞれ月末の数値で言ったり、平均の人数で言ったりする場合がありますので、今、申し上げた数字ちゅうのは３月末

の数字で2万1966名です。変動がございますので。（委員福島安徳君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で、議案第91号・平成25年度八代市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

◎議案第92号・平成25年度八代市介護保険特別会計歳入歳出決算

○委員長（田方芳信君） 次に、議案第92号・平成25年度八代市介護保険特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して説明を求めます。

○長寿支援課長（小林眞二君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。長寿支援課の小林と申します。よろしくお願いいたします。それでは、失礼して座らせていただきます。

それでは、議案第92号・平成25年度八代市介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

まず、説明につきましては、平成25年度における主要な施策の成果に関する調書及び土地開発基金の運用状況に関する調書その3を出していただきまして、375ページをお開きいただきたいと思います。調書の375ページです。よろしいでしょうか。

それでは、表の右側の歳出の決算額について御説明させていただきます。

まず、第1款の総務費で3億699万1000円を支出しております。内訳としまして、（1）の一般管理費は人件費及び事務費などの経

費としまして1億7639万9000円、（2）の賦課徴収費は介護保険料の賦課、徴収に必要な経費として813万2000円、（3）の介護認定審査会費は要介護認定の審査を行う八代市介護認定審査会の運営経費として2347万7000円、（4）の認定調査費は要介護認定に必要な訪問調査、主治医意見書作成依頼、認定審査会、認定結果通知などの事務を行うための経費として9898万3000円でございます。

第1款・総務費全体は、前年度と比較しますと996万5000円の減額となっております。このうち、主な増額分としましては、要介護認定申請の増加に伴う認定審査、認定調査費で324万6000円の増、介護保険事業計画策定事業の246万4000円の増。減額分といたしましては職員2名減少による人件費1725万9000円の減が主なものでございます。

次に、第2款は保険給付費でございます。決算額は123億3608万2000円を支出しております。

介護給付費の財源内訳については、おおむね、国庫支出金が25%、県支出金が12.5%、市の一般会計繰入金として12.5%、40歳から64歳までの2号被保険者の保険料が29%、65歳以上の第1号被保険者の保険料が21%となっております。

事業費の内訳としまして、まず、（1）の介護サービス給付費で107億9383万3000円です。これは、要介護1から5の認定を受けた方の介護給付費で、ヘルパーなどの訪問介護やデイサービスなどの通所介護、特別養護老人ホームなどの介護施設でサービスを受ける施設介護サービス、市町村が事業者の指定や指導監督を行う地域密着型サービスなどでございます。次に、（2）の介護予防サービス給付費で、7億8306万5000円です。これは、

要支援１、２の軽度の認定を受けた方の介護給付費で、先ほど御説明しました１の介護サービス給付費とほぼ同様のサービスとなっております。ただ、軽度認定者であるため、特別養護老人ホームなどの施設サービスはございません。次の（３）高額介護サービス費の２億２９３９万７０００円、次の（４）高額介護予防サービス費の１５万８０００円は、介護サービスに係る利用者自己負担が一定の限度額を超えた場合に、超えた分を利用者に払い戻すものでございます。次の（５）高額医療合算介護サービス費の２９１９万４０００円と（６）の高額医療合算介護予防サービス費の１４万４０００円は、１年間の医療保険と介護保険の両方のサービスに係る自己負担額が、その合計が限度額を超えた場合に払い戻すものでございます。次の（７）審査支払手数料の１４２６万７０００円は、介護報酬の請求に係る審査及び支払いを行います熊本県国民健康保険団体連合会に対する年間延べ１６万９９７６件分の手数料でございます。次の（８）特定入所者介護サービス費の４億８５４６万２０００円、そして、（９）の特定入所者介護予防サービス費の５６万２０００円は、特別養護老人ホームなどの介護保険施設を利用した場合、原則として食費と居住費は全額自己負担となりますが、低所得者の負担軽減のため、負担額に上限を設け、超えた分を給付するもので、食費が延べ１万４４２０件、居住費が延べ５５６１件分を支給しております。

第２款・保険給付費全体では、前年度と比較しますと、２億５２０２万９０００円、２．１％の増額となっております。増額の要因は、高齢化によりまして、サービス利用者がふえているためで、主な増分としましては、介護サービス給付費で２億７９８万９０００円の増、介護予防サービス給付費で２２９１万２０００円の増などとなっております。

次に第３款は地域支援事業費でございます。

決算額は１億６３０８万４０００円を支出しております。

地域支援事業とは、要支援、要介護になる可能性のある高齢者を対象に、要支援、要介護状態になることを防止するためのサービスや要介護状態になった場合でも、できるだけ住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業でございます。

事業は大きく３つの事業から成り、虚弱高齢者等を対象とした介護予防事業と地域における包括的・継続的なマネジメント機能としての包括的支援事業、市町村の判断により行われる任意事業からなります。財源構成につきましては、介護予防事業では、保険給付費と同様に、国２５％、県１２．５％、市の一般会計１２．５％、２号被保険者の保険料２９％、１号被保険者の保険料２１％。また、包括的支援事業及び任意事業では、国３９．５％、県１９．７５％、市１９．７５％、１号被保険者２１％となっております。事業費の内訳としまして、まず

（１）の二次予防事業費の５４万１０００円で、これは将来的に介護リスクの高い高齢者を対象とした予防事業で、基本チェックリストを活用した二次予防対象者の把握事業や予防教室などを実施しております。次に、（２）一次予防事業費で、２６７９万５０００円です。一次予防事業は、二次予防事業の対象者には該当しない比較のお元気な高齢者を対象に、いきいきサロン事業や高齢者筋力アップ教室などの予防事業を実施しております。次の（３）包括的支援事業費は１億４６６万円を支出しております。これは、認知症サポーター養成講座や市内６カ所に設置しております地域包括支援センターの業務委託などでございます。次の（４）任意事業費３１０８万８０００円は、家族介護支援や相談窓口の確保、配食サービス、成年後見申し立て支援、緊急通報装置の貸与などを行っております。第３款の地域支援事業費は、前年

と比較しますと５０７万２０００円の増額となっております。主な増としましては、いきいきサロン事業委託の１７１万３０００円の増、高齢者筋力アップ教室委託料９５万１０００円の増などでございます。

次に第４款は基金積立金１０００円ですが、これは、介護給付費準備基金の運用益である定期預金利子を積み立てたものでございます。

次の第５款・諸支出金では、７３２万円を支出しております。これは、前年度に国や県などから負担金や補助金が超過交付された場合の返還金や被保険者の資格喪失などに伴う介護保険料の還付金などでございます。

次の第６款の公債費では、４３３３万３０００円を支出しております。これは、平成２１年度から２３年度の第４期介護保険事業計画期間におきまして、介護給付費の予想以上の伸びから赤字が生じたため、計画期間の最終年度の平成２３年度において、熊本県財政安定化基金から１億３０００万円の借り入れを行っておりまして、その借入金の返済でございます。平成２４年度から平成２６年度までの３年間で返済することとなっております。

以上、歳出総額が１２８億５６８１万１０００円となっております。

続きまして、介護保険特別会計の主な事業について説明させていただきます。

３７７ページをお願いいたします。

まず、介護給付一般事務事業ですが、介護保険事業の全般的な運営に必要な事務用品購入、要介護者への負担限度額や給付実績発送に係る郵便料、熊本県国民健康保険団体連合会への業務委託料などの支出を行っております。ページ中ほどの２５年度の決算額は４４０万円となっております。財源の内訳は、国県支出金７５万９０００円、一般会計からの繰入金３６４万１０００円となっております。

続きまして、３７９ページをお願いします。

介護保険認定調査事業でございます。

介護保険認定調査事業ですが、要介護認定申請者の要介護度を決定するために訪問調査を行い、八代市介護認定審査会に審査判定を依頼いたします。その認定結果について申請者に通知をいたしております。主に、認定調査員の人件費、主治医意見書作成手数料などでございます。決算額は９８９８万２０００円で前年度と比較しますと３６０万円の増額となっております。

次に、３８１ページをお願いいたします。老人社会参加事業から地域支援事業関係になります。

まず、この老人社会参加事業ですが、この事業は、高齢者が要介護状態、要支援状態となることの予防を目的として、介護予防に役立つ地域活動組織の育成及び活動支援を行う事業で、２３７８万７０００円を支出しております。事業の内訳ですが、まず、いきいきサロン事業委託、こちらで１６５９万５０００円です。いきいきサロンは、家に閉じこもりがちな高齢者が、生き生きと健康に暮らせるよう、公民館等を利用して、レクレーションや趣味講座、教育講座、世代間交流等、地域の実情に応じて開催をいたしております。事業の実施は八代市社会福祉協議会に委託しておりまして、各地域の高齢者を対象に、市内２１８カ所で実施し、延べ４万６２００人が参加されております。次の高齢者筋力アップ体操普及事業の４４９万１０００円は、高齢者の転倒や閉じこもり予防を目的として、やつしろ元気体操教室を開催し、筋力向上トレーニングを実施するとともに、ボランティア育成や支援を行っております。教室の運営は、平成２４年度から市内６カ所にあります地域包括支援センターに委託しております。市内２１カ所で６４３回開催しまして、延べ８９２１人の参加がございました。次の社会参加事

業委託の270万円は、趣味講座や文化伝承活動について、市の老人クラブ連合会に委託し、実施しております事業で、高齢者のみずからの生きがいを見出すとともに、趣味講座で修得したことを地域に還元し、地域との交流を図ることを目的に実施いたしております。趣味講座につきましては年間延べ500回、文化伝承事業については延べ40回ほど開催をいたしております。財源内訳は、国県支出金が862万7000円、一般会計からの繰入金283万8000円、被保険者からの保険料収入1232万2000円となっております。

続きまして、383ページをお願いします。

次の家族介護支援事業では、600万6000円を支出しております。ここでは、高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、高齢者及び要介護者を介護する家族等に対し、支援を行うものでございます。事業費の内訳としまして、まず、介護技術教室事業で31万5000円です。この事業は、要介護者を介護する家族に対し、適切な介護知識・技術の習得等を図るため、介護技術教室を年20回開催をいたしております。次の家族介護者交流事業の54万円は、介護に関する専門的知識や情報の提供、講演等を行い、また、参加者同士の語り合いなどを含めて仲間づくりや日ごろの介護からのストレス発散の場を提供する事業でございます。地域包括支援センターに委託し、年18回実施しております。次の家族介護用品支給事業507万1000円は、家族介護者の経済的な負担を軽減するため、在宅で要介護3から5の高齢者を介護されている住民税非課税世帯を対象に、紙おむつ、尿取りパットなどの介護用品を支給する事業でございます。延べ706人の利用がっております。次の高齢者短期入所事業の7万9000円は、65歳以上で、要介護認定において非該当の方を対象に、独居で病気や災害などで

一時的に介護が必要な場合や同居で介護される方が一時的に介護できない場合に、施設への入所を受け入れるもので、日奈久にあります養護老人ホーム保寿寮で実施したものでございます。財源内訳は、国県支出金367万8000円、一般会計からの繰入金127万6000円、保険料収入105万2000円となっております。

続きまして、385ページをお開きください。

地域自立生活支援事業では、2297万5000円を支出いたしております。この事業も、高齢者の自立した生活を支援するためのもので、高齢者の安否確認や権利擁護、住宅改修支援などを行っております。まず、事業の内訳として、安心相談確保事業1256万3000円は、おおむね、65歳以上の独居高齢者に対し、緊急通報装置を貸与、設置し、緊急時の対応や定期的な高齢者の安否確認を行っております。利用者は501名、相談件数は年間1153件となっております。次の食の自立支援事業委託では、976万4000円を支出しております。この事業は、食事の支度をするのが困難な65歳以上の独居または高齢者の世帯に対し、居宅へ食事の配達を行い、あわせて安否確認を行うものでございます。事業の実施は、市内5つの事業所に委託しておりまして、月平均242名の利用がございまして、年間延べ3万738食の配食実績となっております。配食サービスは、昼食または夕食のいずれか週3回を限度に行っており、配食に係る運送費を市が負担しております。次の成年後見制度利用支援事業は46万8000円で、この事業は、成年後見制度の利用が必要な高齢者で、親族など申立人がいない場合に、市長により裁判所に対し後見開始の申し立てを行うもので、昨年度は8人の利用となっております。次の住宅改修支援事業補助金16万円は、介護サービスの住宅

改修の申請の際に、ケアマネージャーが作成いたします改修の必要性に関する理由書1件当たりの作成手数料としまして2000円の支援費を助成しており、80人の利用がっております。次の福祉電話設置事業経費1万9000円は、電話加入権のない65歳以上の独居高齢者に対し、孤独感の緩和及び安否確認を行うため、電話加入権を貸与いたしております。ここで、申し訳ございませんが、1カ所御訂正をちょっとお願いいたします。ページ左側の下のほうにございます福祉電話設置事業経費の利用者数なんですが、現在32名と表記しておりますが、実際は28名でございます。28名に訂正をお願いします。大変申しわけございません。はい。地域自立生活支援事業の財源内訳ですけれども、国庫支出金1374万円、一般会計からの繰入金476万4000円、保険料収入447万1000円となっております。

以上が主な事業内容でございますが、次に、歳入について説明をいたします。資料のほうは決算書のほうを、――特別会計歳入歳出決算書のほうで、66、67ページをお開きください。

右のページの中ほどの収入済額の列で、単位は千円未満切り捨てとして御説明申し上げます。

款1・保険料でございますが、目1・第1号被保険者保険料で収入済額が23億1000万5000円でございます。節1・現年度分特別徴収保険料として21億172万3000円を徴収しております。これは、65歳以上の第1号被保険者で、年金天引きにより納付をしていただく保険料でございます。節2・現年度分普通徴収保険料では、2億34万円を徴収しております。こちらは、納付書や口座振替で納付していただくもので、収納率は84.8%となっております。また、特別徴収と普通徴収をあわせた現年度分全体の収納率は98.5%で前年

度と同様でございます。節3は滞納繰越分保険料で794万1000円を徴収いたしております。また、時効によります不納欠損処分を1847万円といたしております。

款2・使用料及び手数料で、滞納者に対する督促手数料としまして48万9000円でございます。

款3・支払基金交付金では、目1の介護給付費交付金としまして介護給付費の29%に当たる35億5332万円、また、目2の地域支援事業支援交付金は、介護予防事業費の29%分の798万4000円でございます。

次に、款4・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・介護給付費負担金では、22億6723万8000円でございます。国庫負担金の割合は、施設介護給付費の15%と居宅などその他の介護給付費の20%となっております。

項2・国庫補助金では、10億6697万3000円を収入しております。目1の調整交付金で10億776万円。これは、高齢化や所得の状況など市町村格差による介護保険財政の不均衡を是正するための交付金でございます。目2・地域支援事業交付金の介護予防事業分としまして、事業費の25%分の692万5000円でございます。

68、69ページをお願いします。

目3・地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分としまして、事業費の39.5%分の5152万9000円でございます。目4・介護保険特別補助金75万9000円は、消費税改正に伴うシステム改修に対する補助金でございます。

次に、款5・県支出金、項1・県負担金、目1・介護給付費負担金では、17億923万1000円となり、給付費に対する県の負担割合は、施設介護給付費の17.5%と居宅その他の介護サービスの12.5%となっております。

項２・県補助金では、目１の地域支援事業交付金の介護予防事業分として、事業費の１２．５％分、３４６万２０００円でございます。目２・地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分としまして、事業費の１９．７５％分、２５７６万４０００円となっております。

款６・財産収入の５９円は、介護給付費準備基金の定期預金利子でございます。

款７・繰入金では、１８億７８２５万７０００円を収入しております。

目１の一般会計からの繰入金でございますが、７１ページをお開きください。

節１の介護給付費の繰入金分としまして、１５億４１９８万５０００円。これは介護保険給付費に対する市の負担割合１２．５％分でございます。節２・地域支援事業繰入金は、介護予防事業分としまして負担割合は同じく１２．５％の３４１万７０００円です。節３・地域支援事業繰入金は、包括的支援事業及び任意事業分としまして、市の負担割合１９．７５％の２６７９万４０００円。次の節４のその他の一般会計繰入金３億６０６万円は、介護保険特別会計の事務費分の１億３６９５万円及び人件費分の１億６９１０万９０００円でございます。これから一般会計からの繰入金は、全てルール分となっております。

次の款８・繰越金は、平成２４年度からの繰越金としまして２６５４万３０００円でございます。

次に、第９款・諸収入のうち、項２・目１・市預金利子は２１４円、項３・雑入、目２・返納金で介護保険料還付金の返納金１万円でございます。目３・雑入の６３万円は、認定情報提供料、介護報酬返還金及び加算金などでございます。

なお、７１ページに収入未済額が１８５５万９０００円ございますが、これにつきましては７３ページをお開きください。

７３ページ右の備考欄の下側にあります収入未済額の内訳にありますとおり、介護報酬返還金１３２０万１０００円と加算金５３５万８０００円でございます。この返還金は、八代市と宇城市にあります２つの介護保険事業者が国の運営基準に基づかない事業を行い、介護報酬を不正に受領したため、加算金を含め市が返還請求をしたもので、その残額となっております。この返還金につきましては、八代市にあります事業者は、月々の返済計画に基づき、分割で返済を受けることとなっておりますが、宇城市の事業者につきましては、返還時、返還に応じていただけないことから、現在、熊本地裁に介護報酬返還請求訴訟を行っているところでございます。

それでは、８４ページをお願いいたします。

８４ページですが、実質収支に関する調査でございますが、歳入総額が１２９億３３０５万２０００円、歳出総額が１２８億５６８１万１０００円、歳入歳出差引額７６２４万１０００円となっております。また、翌年度へ繰り越すべき財源もございませんので、実質収支も同額の７６２４万１０００円となっております。

以上で、議案第９２号・介護保険特別会計歳入歳出決算について、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） ただいまの説明について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（増田一喜君） はい。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） ３８１ページの老人社会参加事業ちゅうところのいきいきサロン事業のところです。これは、この１６５９万云々つてありますけど、これ、回数ですね。１回につきどれぐらいの金額になるんですか。なんか前あった、１回５００円か、１人５００円かって、なんかちょっとよくわからなかったやつが

あったんですけども、どんなふうになってるんですか。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小林課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。いきいきサロン事業は、現在、八代市の社会福祉協議会のほうに年間を通じて委託をしております。この委託料の全体額でございますので、今、委員おっしゃったものは、サロンの中で何か徴収される費用ということでございましょうか。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） そのいきいきサロンを1回やれば、そこにこう補助金ちゅうか、何か助成金みたいにして、500円ぐらいやられるちゅうような話を前に聞いたんですけど、今はそこに1回開催するにつけて、幾らかやるちゅうのは、社会福祉協議会のほうでされるから、本市では把握できてないちゅうことですかね。向こうに聞けばいいちゅうことかな。

○委員長（田方芳信君） 小林課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。市からはですね、年間の事業として委託契約、——委託料としてですね、これだけの金額を出しておりますので、その各地域のサロンに対して社協のほうからどういったお金が流れているかについては、ちょっと把握はできておりません。

○委員（増田一喜君） はい。わかりました。

○委員長（田方芳信君） ほかに。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） いや。関連。把握できてないのは、ちょっとまずいんじゃないですかね。これだけのお金が出とるわけでしょう。して、設置数218カ所、回数も、参加者数も出とるわけだけん。だから、その内容ですよ。例えば、八千把あたりは、非常にこう中学生と高齢者が交わって、非常にいい事業内容になっとなつて、右で行けば、検討の余地ありてい

うところが減少傾向だから、そうなんだよねっていうような考え方が書いてあるんですけど、結局、これだけあって、そもそも中身について、どれぐらいのお金の流れですっていうのを把握してないのは、ちょっとまずいんじゃない。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小林課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。いきいきサロンの事業が、社会福祉協議会の人権費だとか、社協の中の事務費だとか、そういった経費に対しての委託料ですので、そもそも社会福祉協議会から各サロンへお金を流すということは、うちのほうからはその積算のですね、中に想定はしていないということです。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） お金は、じゃあ、流れてないと。社協に渡して、それは1回、——事業委託料が出とるわけでしょう。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小林課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） この事業委託料は、あくまで市から社会福祉協議会に対しての事業委託ということですので、そのお金の流れがあるかどうかちょっと確認いたしたいと思います。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） なら、全く事業に関してのお金の流れは把握できてないということではないわけですか。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（田方芳信君） 小林課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。そもそも、先ほど申し上げたとおり、再委託してですね、——社協からその各サロンに再委託をして、委託料として支払うということは想定はさ

れておりませんので、私どもとしては、社協の事業の中ですね、社協のほうで事業を行っていることに対しての委託料ということですね、考えております。

○委員長（田方芳信君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。いいです。決算ですから。またゆっくりやりましょう、後で。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。いいですか。調書その3のですね、383ページの家族介護支援事業についてですけれど、御家庭ですね、介護をしていただけるというのは、とてもありがたいことだと思ってます。介護技術教室委託とかっていうのを開催されてるみたいですが、こういった教室がありますよっていうような周知方法っていうのは、この評価表の中にちょっと見当たらないので、どういったことをされてるんですか。

○委員長（田方芳信君） 野田課長補佐兼係長。

○長寿支援課長補佐兼地域支援係長（野田章浩君） はい。地域支援係、野田と申します。よろしく願います。

介護技術教室につきましては、一応、委託しておるんですけれども、回数が20回で、一応、広報紙あたり、チラシあたりを含めたところですね、地域住民あたり、包括支援センターを通じたところでの周知を行っております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。地域包括支援センターを通じてってことですか。

○委員長（田方芳信君） 野田課長補佐兼係長。

○長寿支援課長補佐兼地域支援係長（野田章浩君） 済みません。地域包括支援センターも一

つのツールでありまして、主に、広報紙を通じまして、ここは第何回目、ここで、この地区で何月何日あるんですよという広報を実施しております。また、実際、そういう利用者といえますか、参加者を寄せる場合にですね、地域包括支援センターを、一応、活用してるという状況になります。

以上です。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。とてもですね、大事な事業だと思いますので、ぜひ、広報周知を広くしていただいて、たくさん参加して、検討の余地ありですね、事業内容を検討する必要があるとか書いてありますので、ぜひ、プラス思考で御検討お願いしたいと思います。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） いいですか。関連。

○委員長（田方芳信君） 鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。関連ですけれども、これからの社会問題、——今も社会問題になっておりますし、これからも大きな社会問題になると思いますが、この老老介護についての実態たいな、今、老老介護をどのぐらいの世帯が八代市内でやっておるかちゅうと、わかりますかね。

例えば、老人の2人世帯で、老人、——じいちゃんとばあちゃんがおられます。年齢が75歳以上の家庭で、片一方の方が、いわゆる、介護が必要になってる。そういった実態の中で、そういった実態の調査ちゅうとはしてありますかね。

○委員長（田方芳信君） 小林課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。今のところ、そういった調査は行っておりません。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。これは、いろ

んな、何ちゅうかな、個人情報保護法も兼ね、
——非常に絡んでくる可能性がありますけれども
ですね、今の民生委員の方々の話を聞けばで
すね、非常に実態としてなかなか市からの情報
がもらえない部分があるっていうことだそうで
すよ。つまり、このことは、要するに、自分た
ちの活動が非常に理解されていない部分がある
っていうことで、言うならば、もう少し理解し
てもらうためにも、我々にも情報提供ほしいっ
ていうことと並行してからですね、つまり、そ
ういう老人2人世帯のところにはですね、こう
いった世帯がありますちゅう調査をしてくださ
い、で、その中で、特に、1人の方が介護が必
要なところがあるならば、その実態調査をして
くださいっていうことであるならばですね、民
生委員の方々はですね、十分にその力があいま
すので、そういった調査をすれば、今後のです
ね、いわゆる、老老介護に対する八代市の方向
性が見つかって思うんですよ。そういった意味
でですね、やっぱし、今、ないことはわかりま
したけれども、今後の方向性としてからです
ね、ぜひ、そういった調査と、同時に民生委員
の方々に対する指導をお願いしていくならいい
かなと思いますので、お願いしときます。

以上です。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（福嶋安徳君） なら、いっちょ聞かせ
てください。

○委員長（田方芳信君） 福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい。済みません。

今、家族介護のこの問題ですけれども、家族
が、もしも病院に通院する場合、こういったと
き、タクシーを使うとか、車を使うとかの問題
で、今の、——タクシーを使う場合で、んじ
ゃ、話します。そういったときですね、あくま
でも、この何ちゅうか、家族が付き添いでタク
シーに乗って行けば、お金を支払うとか、この

本人1人ならば金は支払わぬでもよかとか、そ
ういったその内容的なところがあるようでござ
いますけども、そのところ、どがん判断すれ
ばよかったですか。（「それ、事業じゃなかけ
ん、わからんちゃんない、福嶋さん」と呼ぶ者あ
り）

○委員長（田方芳信君） 吉田係長。

○長寿支援課介護給付係長（吉田 浩君） 介
護給付係長の吉田と申します。よろしくお願
いします。

介護保険のサービスにつきましては、基本的
に、移動に関するサービスという部分のことは
ございません。

今、委員御質問の通院等乗降介助につきまし
ては、タクシーに乗降する場合、あるいは、お
りて病院に行かれる場合、そういった場合のサ
ービスということになります。

御家族が同乗される場合につきましては、御
本人様が医療機関におきましてドクターとのコ
ミュニケーションがとれないとか、あるいは、
タクシーの中で暴れたり、ドアを開閉する可能
性があると、おそれがあるという場合につきま
して、同乗が許されるということになっており
ます。

以上です。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（田方芳信君） 福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） 介護される人が、も
し、体が、何か足が悪いとか何とかで、一人歩
きが難しいような状況のときも、やっぱ一緒な
んですかね。やっぱり一緒の状況ですか。

○委員長（田方芳信君） 吉田係長。

○長寿支援課介護給付係長（吉田 浩君） は
い。タクシーへの同乗、乗降につきましては、
対応となりますが、タクシー内で問題がないと
か、医療機関のほうで御本人様であったり、理
解力があるという場合には、もう、そういった
場合には対応となりません。

○委員（福島安徳君） はい。

○委員長（田方芳信君） 福島委員。

○委員（福島安徳君） 家族が、女性の場合ですよ、運転手さんの場合は、もうそういうの付き添って行かれる場合、男性ですね。そういったとき、よその男性に付き添われてまで病院に行くのは拒むというようなそういった状況のとき、家族の、——旦那さんが付き添って行かないと、そういった面では行きにくいというそういった場合、付き添いもできないんですかね。

○委員長（田方芳信君） 吉田係長。

○長寿支援課介護給付係長（吉田 浩君） はい。委員、おっしゃることは、大変よくわかるんですが、どうしても移動の部分にしましては、御本人様の認知症の問題とか、医療機関でのコミュニケーション能力とか、そういったことになってまいります。どうしても御家族が難しいということになりますと、それ以外の方法をお願いすると、——お願いしているところとかが現状でございます。（委員福島安徳君「後の部分は、また聞きます」と呼ぶ）

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） ありませんね。なければ、以上で、議案第92号・平成25年度八代市介護保険特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

小会します。

（午後1時57分 小会）

（午後1時59分 本会）

◎議案第93号・平成25年度八代市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

○委員長（田方芳信君） 本会に戻します。

次に、議案第93号・平成25年度八代市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、

歳入歳出一括して説明を求めます。

○建設部長（市村誠治君） はい。委員長。

○委員長（田方芳信君） 市村建設部長。

○建設部長（市村誠治君） はい。皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）建設部長の市村でございます。座って説明させていただきます。

それでは、平成25年度決算審査に当たりまして、建設部所管分の下水3特会、——公共下水道事業、農業集落排水処理施設事業、浄化槽市町村整備推進事業の総括を述べさせていただきます。資料につきましては、主要施策調書のその3でございます。

特別会計の公共下水道事業、農業集落排水処理施設事業、浄化槽市町村整備推進事業では、衛生的で快適な暮らしを確保し、川や海の水質を保全していくため、引き続き、面的整備と処理場の老朽化した施設の改築並びに水洗化の普及促進や経営の安定化、効率化を図っているところでございます。

まず、公共下水道の雨水事業では、新開町にある中央雨水ポンプ場のポンプ本体の緊急的な修繕を行うとともに、計画的な施設の長寿命化を図るため、改築更新の業務委託を行っております。

また、汚水整備につきましては、面整備で八千把、松高、宮地地区の管渠布設を、水処理センターでは26年度に債務負担を設定し、平成25、26年度で施設の長寿命化工事を行っております。千丁処理区、鏡処理区では、引き続き、汚水の管渠布設を行っておりまして、平成25年度末の普及率は、八代処理区で44.5%、千丁処理区で82.5%、鏡処理区で51.1%でございます。

次に、東陽町、泉町の農業集落排水処理施設事業では、普及率は100%でございますので、さらなる水洗化の普及促進に努めているところでございます。

また、浄化槽市町村整備推進事業では、平成25年度末の整備率が60%でございます。

平成25年度決算におきましては、3特別会計とも、まだ一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況でございますが、平成25年度末の債務残高につきましては、3特別会計あわせて対前年度9億8000万4000円減の271億5691万9000円でございます。今後とも、さらなる経営の安定化と効率化に努めてまいります。

その取り組みといたしまして、公共下水道事業では、平成27年度から企業会計を導入し、経営状況の明確化を図り、経営改善につなげていきたいと考えております。

以上、平成25年度決算における建設部所管分の特別会計の総括といたします。

なお、詳細につきましては、松本下水道総務課長及び楠本下水道建設課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） 松本理事兼下水道総務課長。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）下水道総務課長の松本です。隣は、下水道建設課長の楠本です。（下水道建設課長楠本研二君「楠本です。よろしくお願いいたします」と呼ぶ）（「お願いします」と呼ぶ者あり）座らせていただいて説明します。よろしくお願いいたします。

それでは、平成25年度八代市特別会計歳入歳出決算書の85ページをお願いします。

議案第93号・平成25年度八代市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、御説明いたします。

本市の下水道事業は、昭和48年に雨水整備事業から着手し、昭和60年3月に八代市水処理センターを供用開始して以来、生活環境の改善や公共水域の水質保全を目的に下水道の整備

促進に努めてきております。また、平成17年8月の市町村合併に伴い、旧八代市の八代処理区に加え、旧鏡町、旧千丁町の鏡処理区、千丁処理区、さらには、平成18年度、新たに新八代駅周辺を中心とする八代東部処理区の4処理区をあわせました1944ヘクタールについて事業計画を定め、整備促進を目指しているところでございます。

それでは、決算状況につきまして、歳入は決算書、歳出は決算書と主要な施策の成果に関する調書、以下、主要施策と言います、に基づき、御説明いたします。なお、決算額につきましては、1000円未満を切り捨てて御説明いたします。

八代市公共下水道事業特別会計の決算書の最終ページになります108ページ、実質収支に関する調書をお願いします。108ページです。

歳入総額41億5831万3000円に対しまして、歳出総額40億4780万9000円、歳入歳出差引額1億1050万4000円から、翌年度に繰り越すべき財源736万6000円を差し引きました実質収支は1億313万8000円でございます。実質収支につきましては、平成27年度の企業会計移行時の現金資産を保有し、下水道事業の経営安定及び弾力的な企業経営を図るものでございます。

続きまして、歳入の決算状況について事項別に概要とあわせて御説明いたします。決算書の94ページをお願いします。

まず、款1・分担金及び負担金の項1・負担金、目1・公共下水道事業費負担金と項2・分担金、目1・公共下水道事業費分担金でございますが、下水道の管渠整備に要します費用の一部が下水道が整備され、使用可能となりました土地や建物の所有者、いわゆる、受益者に対して負担金や分担金を求めるものでございます。

収入済額は1億845万円で、処理区ごとの

金額を備考欄に記載しておりますが、新規に供用開始となりました区域の増加や大口事業所の接続により、前年度から５２６９万円の増収となっております。なお、収入未済額は、対前年度から１３４９万４０００円減の２０８７万７０００円でございます。現年度分の収納率は、対前年度から５．２％増の９６．５％となっております。

次に、款２・使用料及び手数料でございますが、項１・使用料、目１・下水道使用料は、汚水処理にかかります維持管理費と資本費、いわゆる、建設事業債など市債の元利償還金に充当するため徴収するものでございます。使用料の収入済額は、水洗化人口の増加により、対前年度から１０６０万１０００円、率にして１．２％増の９億７６７万円でございます。なお、収入未済額は、前年度より８９５万５０００円増の１億１４３５万２０００円となっております。昨今の経済不況の中、下水道使用料の徴収も厳しい状況にあるため、収納率は現年度分で０．１％減の９６．３％となっております。今後も引き続き、催告状の送付や夜間徴収の実施など、収納対策の強化を図ることで収納率の向上を目指してまいります。

９６ページをお願いします。

項２・手数料、目１・下水道手数料は、排水設備指定工事店証の交付手数料１８０万円及び下水道使用料の督促手数料１１３万７０００円でございます。

次に、款３・国庫支出金の項１・国庫補助金、目１・公共下水道事業費国庫補助金でございますが、主に、汚水、雨水管の幹線、管渠の新規整備や水処理センターの改築更新に係ります国庫補助金でございます。

当初予算額３億５３００万円、補正予算額４６６０万円、前年度からの繰越事業分１億５４１４万２０００円をあわせました予算額５億５３７４万２０００円に対しまして、収入済額は

３億９１５１万８０００円でございます。なお、収入未済額は１億４２５１万９０００円については翌年度への繰越財源でございますが、繰越理由などにつきましては、歳出の方で御説明いたします。

次に、款４・財産収入の項１・財産運用収入、目１・財産貸付収入８万円についてですが、主に、下水道施設内の電柱設置に伴う土地貸付料でございます。

９８ページをお願いします。

款５・繰入金の項１、目１・一般会計繰入金についてですが、予算額１７億３８６３万円に対しまして、収入済額は、対前年度から２２００万円減の１７億４００万円でございます。減額理由といたしましては、職員３名減による人件費の減と受益者負担金、分担金が当初見込みより増加したことにより、繰入金が減額となったものでございます。

なお、繰入金には、総務省の通達により、公費負担が妥当として一般会計からの繰り出し基準を設けている基準内繰入金と自治体の政策的判断で事業収入の不足分を補填する基準外繰入金がございます。まず、基準内繰入金についてですが、下水道事業で行います雨水処理に係る費用や資本費負担の軽減を図ることを目的とした高資本費対策経費などがございます。一部については、一般会計の負担軽減を図るため国からの交付税措置が行われており、１５億３９２５万５０００円を繰り入れております。次に、基準外繰入金についてですが、本市のような整備途上の場合、処理場などの施設整備に多額の費用を要するものの、施設の利用する率は低く、また、使用料収入も少ないことから、財源不足分を一般会計からの基準外繰入金で賄っているのが現状でございます。この基準外繰入金は、１億６４７４万５０００円となっておりますが、本市の財政状況も厳しいことから、さらなる収入の確保や支出の抑制に努め、今後もよ

り一層の削減を目指してまいります。

続きまして、款６・繰越金の項１、目１・繰越金ですが、これは前年度の剰余金を平成２５年度に繰越したものでございます。

次に、款７・諸収入の項３、目１・雑入ですが、污水管築造工事に伴う同時施工負担金３０１万５０００円が主なものでございます。松崎町、永碇町の污水管築造工事を行う際に、九州ガスとの協定、契約により、ガス管を同時埋設しており、これに伴う負担金でございます。なお、例年、消費税の還付がございましたが、本年度は、事業費の縮減や使用料収入の増加により消費税の納付をしております。

次に、款８、項１・市債の目１・公共下水道事業債でございます。当初予算額９億３１２０万円、補正予算４６６０万円、前年度からの繰越事業分１億６０００万円をあわせました予算額１１億３７８０万円に対しまして、収入済額は９億７０２０万円でございます。なお、収入未済額の１億３９３０万円につきましては、先ほどの国庫補助金と同様、翌年度への繰越財源でございます。また、備考欄に処理区ごとの借入額を記載しておりますが、３処理区分をあわせました建設事業債として、雨水事業分が２５００万円、污水事業分が４億５８２０万円の計４億８３２０万円を借り入れており、前年度から２億１６９０万円減額いたしております。さらに、公債費の返済財源として借り入れをしております資本費平準化債や特別措置分については、前年度から１億１８００万円減額の４億８７００万円を借り入れております。なお、償還期間については、建設事業債が５年間の元金据え置きを含む３０年償還、資本費平準化債が２年間の元金据え置きを含む１０年償還、特別措置分が据え置きなしの１０年償還となっております。

ここで、地方債の現在高について御説明いたします。監査意見書の７１ページ、市債の現状

にも記載しておりますとおり、２４年度末の残高２７４億２３９４万円に対しまして、２５年度の市債、いわゆる、借入額が９億７０２０万円。歳出で御説明いたしますが、元金償還金が１９億２７５万８０００円でございますので、借入額と償還額の差し引き９億３２５５万８０００円が前年度より減少し、２５年度末残高は２６４億９１３８万２０００円でございます。

債務残高の削減については、本市の重要課題であり、今後も引き続き、建設費の抑制や平準化を図り、また、使用料の増収など収益の確保に努めることで、債務残高の削減に努めてまいります。

簡単ではございますが、以上、歳入分の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の決算状況について御説明いたします。決算書の１０６ページをお願いいたします。

予算現額４４億６６２６万６０００円に対しまして、支出済額４０億４７８０万９０００円、翌年度への繰越額２億８９１８万４０００円を除きます不用額は１億２９２７万２０００円となっております。

１０２ページをお願いします。

まず、款１、項１・公共下水道事業費、目１・下水道総務費ですが、各処理区の人件費のほか、下水道使用料の賦課徴収に係る経費や水洗化率の向上を図るための下水道普及促進経費などでございます。まず、節２の給料から節４の共済費までは、２０名分の職員給与経費１億４２９７万円でございます。次に、使用料賦課徴収経費として、量水器の修繕料や印刷製本費などの需用費１２４万９０００円、郵便料や口座振替手数料、量水器取り付け手数料などの役務費１５１６万５０００円がでございます。節１３・委託料１１３９万３０００円は、主に、八代市シルバー人材センターに委託しております使用料徴収業務委託２５９万５０００円や量水器

検針業務委託１４０万８０００円、下水道未接続世帯への戸別訪問業務委託２２７万５０００円のほか、平成２７年度から企業会計への移行を予定してます企業会計システム構築委託３６４万３０００円、資産評価等の地方公営企業法適用移行準備業務委託１４７万円などがございます。また、節１９の負担金補助及び交付金２２７万５０００円は、３１件分の水洗便所改造助成金１５０万円が主なものでございます。

なお、新築家屋の下水道接続件数は増加したものの、改造、改築に伴う接続件数が少なかつたため、１６３万円の不用が生じております。

ここで、平成２５年度末の水洗化状況を御説明いたします。水洗化率は、下水道が整備され使用可能となりました人口、いわゆる、普及人口に対し、実際に下水道に接続され、使用されている人口の割合を言います。普及人口は対前年度８７０人増の５万８４４９人に対しまして、水洗化人口は前年度より１２３１人増の４万５１７７人でございますので、水洗化率は２４年度末より１．０％増の７７．３％となっております。水洗化率については、他市と比較しても低い状況でございますので、今後も引き続き、先ほど述べました助成制度の一層のＰＲを含め、水洗化率向上に向けて取り組みを続けていきたいと考えております。

次に、目２・雨水ポンプ場費ですが、市街地の浸水防除を図るため、雨水ポンプ場の維持管理経費でございまして、八代処理区には、野上ポンプ場、中央ポンプ場、麦島ポンプ場がござ

います。主な経費といたしましては、施設の電気料や燃料費などの需用費２７６３万２０００円、中央ポンプ場のポンプ用エンジンの点検、堆積した土砂を取り除くしゅんせつ業務などの委託料３４９５万９０００円がでございます。また、補正予算額１５６３万円につきましては、中央ポンプ場ナンバー１・１５００ミリポンプ用エン

ジンの緊急整備に係る委託料でございます。その他、繰越事業繰越額の１１５５万円は、同じく中央ポンプ場１８００ミリエンジンの緊急修繕に係る修繕料でございます。

次に、目３・下水道維持管理費ですが、水処理センターや中継ポンプ場など汚水処理施設の維持管理経費でございます。

主な経費といたしまして、節２・給料から節４・共済費までの４名分の職員給与２３６５万円や施設管理に必要な薬品代、電気料などの需用費７５１９万４０００円、水処理センターや中継ポンプ場、マンホールポンプの電話料などの役務費３３０万３０００円がでございます。その他、施設の運転管理業務や機器等の保守点検、汚泥処理業務などの委託料２億６２９万９０００円がでございます。

なお、需用費に５２８万２０００円の不用が生じておりますが、これは、千丁処理区において、マンホールポンプのオーバーホール計画に基づき、当初、３基予定しておりましたが、マンホールポンプの稼働状況に支障がないことから、実施を見送ったため不用となったものです。また、委託料では、７８４万９０００円の不用が生じておりますが、主に、水処理センターから発生いたします汚泥の収集運搬や堆肥化等の業務委託の入札単価が当初見積もり額より低額であったためでございます。

１０４ページをお願いします。

節１９・負担金補助及び交付金ですが、主に、八代北部流域下水道の維持管理負担金でございます。八代北部流域下水道につきましては、県管理の汚水処理場及び汚水幹線の維持管理費を八代市・宇城市・氷川町において負担しており、千丁処理区分４１７０万円、鏡処理区分５６６６万３０００円でございます。

施設の維持管理につきましては、今後も引き続き、日常点検の充実を図り、故障の早期発見や計画的な機器整備に努めることで、維持管理

費の抑制及び施設の長寿命化を目指していきたいと考えております。

次に、目４・下水道建設費ですが、汚水、雨水の幹線、管渠の整備や水処理センターなど施設の改築、更新に係る経費でございます。補正予算額９３２０万円につきましては、本年度２月の国の第１次補正に伴い、八代処理区幹線工事及び管渠布設事業について補正を行ったものでございます。

それでは、お手元の主要施策に基づき、事業ごとに御説明をいたします。

まず、主要施策調書のその３になるかと思いますが、の３８９ページをお願いします。

ここで、申しわけございませんけど、主要施策の調書の修正をお願いします。３８９ページの一番下の欄で、上から３行目、中央ポンプ場ナンバー１ポンプ用エンジン整備委託の金額２８３３万２１５０円を２８２４万５０００円、２８２４万５０００に。５行目、中央ポンプ場し渣処分業務委託の金額１８８万７４２０円を１２０万２０９０円、１２０万２０９０に修正をお願いします。申しわけございません。

それでは、雨水ポンプ場管理運営事業ですが、本事業は、大雨時の雨水を速やかに排除し、流域住民の生命・財産を守ることを目的に、市が設置しております新開町の中央ポンプ場、本町１丁目の野上ポンプ場、中北町の麦島ポンプ場、各施設の維持管理及び保守点検に適切に実施する事業でございます。

平成２５年度は、６５２８万８０００円を支出しており、主な内訳は、委託料３４９５万９００円、需用費２７６３万２０００円、工事請負費２４９万５０００円などでございます。このうち、委託料、中央ポンプ場ナンバー１・１５００ミリポンプ用エンジン整備委託２８２４万５０００円、野上ポンプ場ほか１件しゅんせつ委託３１６万５０００円、中央ポンプ場等し渣処分業務委託１２０万２０００円など、需

用費では、各ポンプ場の光熱水費、燃料費などが主なものでございます。また、工事請負費では、中央ポンプ場のベルトコンベアー等さびどめ塗装工事を実施しております。その他、平成２４年度の繰り越し分では、中央ポンプ場１８００ミリポンプ用エンジンの修繕１１５５万円を支出しております。

今後、中央ポンプ場の維持管理費など、多額の費用を要しますが、大雨時の浸水被害の軽減を図る上で、中央ポンプ場施設の果たす役割は非常に大きいことから、適切な維持管理と計画的な改修を実施し、施設の長寿命化及び浸水被害の軽減に努めてまいります。

次に、３９１ページ、八代処理区幹線工事及び管渠布設工事ですが、本事業は、下水道事業の基本的役割である生活環境の改善や公共用水域の水質保全、さらには、大雨時の浸水被害の軽減を図るため、新八代駅周辺の八代東部処理区を含みます事業計画区域１４７４ヘクタールにおきまして、下水道の普及、促進を目指しており、昨年度は、八千把地区、松高地区、太田郷地区を中心に施工延長８．９キロメートル、整備面積４４．５ヘクタールの整備を実施しております。

決算額６億２９９２万５０００円についてですが、現年度分では、委託料で管渠築造工事設計委託１６３３万９０００円や下水道台帳作成委託７５６万円など、工事請負費では、古閑中町や松崎・永碓町ほか污水管築造工事２億６４０６万５０００円、ガス管・水道管など地下埋設物移設補償６１５万１０００円などがございます。また、繰越明許費２億５００５万７０００円を計上しておりますが、これは、国費の最終内示が昨年の１２月末、国の第１次補正の内示が本年の２月にあり、工事発注が大幅におくれたことやコンクリート資材の確保に不測の日数を要したことから、年度内の工事竣工が困難となったため繰り越しているものでございま

す。平成24年度からの繰り越し分では、委託料の管渠築造工事設計委託1669万5000円、宮地町ほか污水管築造工事2億9154万2000円、地下埋設物移設補償199万6000円がございましたが、25年度中に竣工し、26年度より供用開始を行っているところでございます。

ここで、予算額から決算額及び翌年度への繰越額を差し引きました不用額4720万5000円の主なものについて御説明いたします。

まず、委託料、1764万8000円の不用が生じておりますが、25年度当初予算で予定しておりました下水道管渠調査業務について、補助内示の減によって実施できなかったことや管渠の長寿命化計画策定業務を緊急的に雨水ポンプ場の長寿命化計画策定に振りかえたこと及び入札差額などにより不用が生じたものでございます。

また、水道・ガス等の移設補償では、実施設計の段階で他の埋設物との影響を最小限にとどめるよう計画の見直しを行い、補償費の抑制を行ったため、2215万2000円の不用が生じております。

本市の下水道普及率は、全国及び県内平均と比較しましても、43.4%と低い状況にあり、下水道の早期普及、整備促進が求められますが、今後は、整備してきた資産を適正に維持管理し、かつ、既存施設の改築更新や老朽化対策も取り組まなければなりません。さらには、ゲリラ豪雨時の浸水対策事業も重要な課題となっていることから、引き続き、事業費縮減を図り、地域特性に見合った効率的かつ効果的な整備促進に努めていきたいと考えております。

次に、393ページの水処理センター施設整備事業ですが、本事業は、新港町にあります水処理センターにおいて、第2期長寿命化計画に基づき改築工事を行う事業でございます。平成25年から26年度の2カ年事業で、下水道事

業団と協定を締結し、改築工事委託契約を行っており、総事業費2億6466万円でございます。このうち、平成25年度は9800万円を支出しております。最初沈殿池及び最終沈殿池のかき寄せ機の改築更新や水路の防食工事などが主なものでございます。

なお、さきの9月定例会の議案第80号において、説明、承認をいただきました工事前の詳細調査において、かき寄せ機の主要部分に著しい劣化が見つかり、工事内容及び行程に大幅な見直しが必要となり、契約額を2億4000万円から2億6466万円に増額変更し、平成25年度予算においても繰越明許費3200万円を設定しております。

水処理センターにつきましては、供用開始から30年が経過することから、今後も施設の長寿命化対策として、ライフサイクルコストの最小化や耐震化等機能向上も考慮した改築更新を計画的に推進していきたいと考えております。

次に、395ページの千丁処理区幹線工事及び管渠布設事業ですが、本事業は、平成7年度の事業開始から生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的に、事業計画区域182.5ヘクタールにおきまして、下水道の普及、促進を目指しており、25年度は、西牟田地区を中心に施工延長0.78キロメートル、整備面積3.08ヘクタールの整備を実施しております。

決算額5702万6000円についてですが、主に、西牟田地区ほか污水管築造工事4990万7000円、水道管の移設補償481万1000円、八代北部流域下水道の建設負担金21万7000円などがございます。なお、西牟田下地区管渠築造工事など一部工事につきましては、本年3月の国の補正予算第1号による追加交付決定であるため、年度内の工事が困難で、繰越明許費712万7000円を計上しております。

次に、397ページ、鏡処理区幹線工事及び

管渠布設事業ですが、本事業も先ほど千丁処理区幹線工事及び管渠布設事業と同様、平成7年度から事業計画区域288ヘクタールにおきまして、下水道の普及、促進に努めており、鏡町内田地区や有佐下村地区の幹線工事を中心に施工延長1.2キロメートル、整備面積3.6ヘクタールの整備を実施しております。

決算額1億1308万8000円については、主に、事業計画変更業務委託735万円や鏡第5汚水幹線ほか管渠築造工事9924万円、水道管の移設補償270万1000円、八代北部流域下水道事業の建設負担金44万3000円などでございます。なお、事業内容の見直しや入札残により、委託料に455万円の不用が生じております。

それでは、決算書に戻りまして104ページ、決算書の104ページです。

款2、項1・公債費、決算額24億2426万4000円について御説明いたします。目1・元金及び目2・利子についてですが、3処理区をあわせました決算額は、それぞれ19億275万8000円と5億2150万6000円となっており、処理区ごとの内訳は、備考欄に記載しております。

なお、公債費につきましては、平成19年度の27億1600万円をピークに年々減少しておりますが、接続率の低迷や費用に見合う料金設定がなされていないなど、使用料収入が十分ではなく、公債費の大部分を一般会計からの繰入金により補填している状況でございます。さらに、施設建設の継続や老朽化した下水道施設の改築、更新に多額の費用を要し、少子高齢化や節水型社会など社会構造も大きく変化することから、独立採算制を原則とする下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想されます。

このように、下水道事業の経営環境は大変厳しい状況にあり、多くの課題を抱えていること

から、限られた予算の中で効率的に事業を行うべく、早急に経営改善に向けた取り組みが必要になります。

そこで、本市におきましても経営基盤の強化に向けた取り組みとして、平成27年度から企業会計を導入し、経営状況を明確化することで、今後の事業方針の見直しや経営計画の策定につなげたいと考えております。

以上、議案第93号・平成25年度八代市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員長（田方芳信君） ただいまの説明について質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。今、さまざまなですね、条件の中で御苦労されてるっていうことは重々承知しております。

その中でも、経営、――審査意見書ですね。基金運用状況、監査のですね、90ページあたりで、なかなかやはり財政的に厳しい御指摘がされているかというふうに思います。

今後ですね、新設を計画しながら、その中で、既存の施設の老朽化対策とか、地震対策とかっていう整備をですね、並行して行わなければならないという時期が来るかと思ひます。中長期的な観点からですね、今後のその事業計画等は、組まれてると思ひますけど、それに伴う財政シミュレーション的なものは、今後、――今現在、お持ちでしょうか。なければならないでもいいですけど。（「なければなかでよかったです」と呼ぶ者あり）

○下水道総務課副主幹兼経営係長（中村光宏君） はい。

○委員長（田方芳信君） 中村副主幹兼係長。

○下水道総務課副主幹兼経営係長（中村光宏君） 下水道総務課の中村と申します。

今、委員さんがおっしゃられました中期財政計画についてはですね、特にはまだ定めておりませんので、実質的にはないということになります。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（田方芳信君） 堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。こう厳しい御指摘、——監査委員の指摘の中には厳しい御意見あると思います。全市的なですね、財政を鑑みるときに、特別会計の中にも繰出金が出てますし、実質公債、——市債の残高もですね、260億円でしたっけ、かなりの額を占めてると思います。

現状は現状としてですね、今後、こういった社会資本、インフラ整備にするに当たってはですね、事業計画を行われるとともにですね、一緒に財政シミュレーションをあわせて、27年度から計画を立てられるということでもありますので、例えば、5年、——新設と、それから、ランニングコストの部分で、どういった事業にどれぐらいの予算が必要かというのは、概略でですね、大体、計画できると思うんです。それが、市の財政に反映されるというふうに考えられますので、あわせて計画のほうをですね、されたいかがかなというふうに思います。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（増田一喜君） はい。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） 下水道管なんかの新たに布設されるとかされる工事があると思うんですけど、前にも言ったことがあるんですけど、上水道を布設されるというのがありますよね。そういうところは、あわせてこうやるようなそういうやり方は今でもされてるんですか。前は、別々だった、昔は別々だった。それが、だんだんこう一緒になって、横の連携ですかね、それをして、少しずつこう効果が上がってるのかなと思いますけども、そういうのは、やっぱり

時期とか、そういうのいろいろ問題があるから、なかなかそれが合うのはないでしょうけれども、時々、そういうことをやっておられるのかなと。

○下水道建設課長（楠本研二君） はい。

○委員長（田方芳信君） 楠本課長。

○下水道建設課長（楠本研二君） 水道管とか、ガス管とかの同時埋設につきましてはですね、毎年、年度当初、次年度の計画とかを打ち合わせしながら、連絡を密にとって、できるところは同時埋設の工事をやっております。

○委員長（田方芳信君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） もう一つ、別なやつをいいですかね。

それと、今度は、下水道の滞納なんかですね。使用料の、——下水道の使用料の滞納なんかありますけど、これに対する滞納者への対応ちゅうのは、どんなふうにされてるんですか。極端な話ではあるけれども、もう下水道につないだところを閉めるとか、今、——下水道はないのかな、閉めるのは。給水は止水栓があるからあれですけども、どんなふうな対応されてるんですか。

○委員長（田方芳信君） 宮川副主幹兼係長。

○下水道総務課副主幹兼業務係長（宮川芳行君） 下水道総務課の宮川と申します。

下水道使用料等の滞納に対して、どのような対応をとっているのかということでございますけれども、下水道使用料で言いますと、9月分の下水道使用料の納期が10月10日ということになります。その納期を過ぎまして、月末になりましても納付いただけない場合は、督促状というのを、まず、お送りします。それから、それでもお支払いいただけない場合は、催告状という形で、年3回送付して、納付をお願いしているところでございます。それでも納付いただけない場合は、市よりの徴収委託という形で委託しておりますけれども、昼間はその委託職

員がお宅のほうにですね、臨戸訪問しまして、納付のお願い等をすると。それから、職員のほうがですね、夜間徴収という形で納付をお願いしているところでございます。

それから、滞納処分というお話もございましたけれども、そういったところまではまだ実施はしてないところでございまして、滞納があるからといって、下水道をとめるということはずね、できないというふうに考えております。

(委員増田一喜君「わかりました」と呼ぶ)

○委員長(田方芳信君) ほかにありませんか。

○委員(松永純一君) はい。

○委員長(田方芳信君) 松永委員。

○委員(松永純一君) はい。その3の389ページの雨水ポンプ場の管理運営事業ですが、山の中おりますと、雨水ポンプ場ちゅうのは、あまり目にできないんですけれども、おそらく、雨水があったときに、ポンプでですね、くみ上げてというのと思うんですが、ここに、一番下の3行目、さっき訂正したところに、中央ポンプ場ナンバー1ですか、ポンプ用エンジンの整備委託2800、——約ですね、2800万ですが、これは、整備委託のこの内容というか、わかりますかね。

○委員長(田方芳信君) 楠本課長。

○下水道建設課長(楠本研二君) はい。中央ポンプ場のエンジンの整備内容なんですけども、このポンプにつきましてはですね、前年度ぐらいに1回、維持点検、——点検をやっておりましたときに、一応、分解をやってるんですけども、そのときに、部品が、——ピストンだったかな、主要部分の部品にですね、異常があったんですけれども、当時、部品がありませんでしたので、一応、応急的な処理をしながら復元を、——元に戻しながら運転管理をやっておりましたんですが、ことし、——25年度になって、部品が見つかったということもありまし

てですね、応急的に取りかえの委託をやったものです。

○委員(松永純一君) はい。

○委員長(田方芳信君) 松永委員。

○委員(松永純一君) これ、どのくらいのエンジンですか。例えば、ディーゼルエンジンの出力はどのくらいで、排気量はどのくらいというのがあるんですかね。

○委員長(田方芳信君) 松野場長。

○下水道建設課副主幹兼水処理センター場長(松野光洋君) はい。エンジンの出力まではちょっと把握はしてないんですが、今、中央ポンプ場には3台のエンジンポンプが座ってます。ポンプの径につきましては、1800ミリが1台、1500ミリが2台。エンジンにつきましては、ほぼ3台とも同じエンジンを使用しております。ちょっと出力的にはちょっと、——済みません、原動機につきましてはですね、600馬力のエンジンになります。

○委員(松永純一君) はい。

○委員長(田方芳信君) 松永委員。

○委員(松永純一君) 排気量はわからないんですが。というのがですね、もし、1基で2800万だったら、新品買ったら幾らかかるのかなと思ってですね。

○委員長(田方芳信君) 松野場長。

○下水道建設課副主幹兼水処理センター場長(松野光洋君) はい。新品になりますと、メーカーから聞いてますのは、約1億近くかかるというのは聞いております。エンジンだけかえるてなると、本来、ポンプとのすり合わせがありますので、減速機だったりとか、ほかの機の分まで交換ということになりますので、ちょっと高額になっております。

○委員長(田方芳信君) よろしいですか。

(委員松永純一君「ポンプのエンジンにはあんまり詳しくなかった」と呼ぶ)(笑)

ほかにありませんか。

鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） えっと、関連になるばってん。だけん、部品がなかけんとかっていうことであるならばたい、今後、どういうふうに対応するわけ。（「じゃから、あった」と呼ぶ者あり）うんねうんね、これは、あったばってん、大分、期間のあつて見つかったつでしょう。な。すぐに部品があったつてわけじゃなかつでしょう。ということは、これからどんなあれが、機械に対する支障があるかわからぬけど、また部品がなかれれば、そんな期間つていうことなんならば、ものすごい支障来る可能性あつじやなかですか。

○委員長（田方芳信君） 楠本課長。

○下水道建設課長（楠本研二君） はい。御指摘のとおり、今使ってるポンプちゅうのは、もう古いやつで、交換する部品がありません。そこで、25年度におきましては、長寿命化計画を立てましてですね、改築工事のほうに進んでいきたいと考えております。

○委員（鈴木田幸一君） ああ、わかりました。

はい。

○委員長（田方芳信君） 鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。ちょっと進捗状況についてお聞きしたいんですけど、今、八代で44.5%、千丁で82.5%、鏡で51.1%という進捗状況でありますけれども、これについては、当初の計画からどのくらいおくれとととですかね。当初計画から。

○委員長（田方芳信君） 楠本課長でよか。

楠本課長。

○下水道建設課長（楠本研二君） はい。

鈴木田委員の申された数字は、普及率ということですね、（委員鈴木田幸一君「ああ、はい」と呼ぶ）普及率は何パーセントの、当初のとは、当初目標に比べておくれてるつちゅうのは、ちょっと私も把握してないんですけど、若

干、普及率は低いということです。普及率に關しましては。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（田方芳信君） 鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） いや、このパーセントがどうかということじゃないんですけども、当初、たしか、計画に基づいて地元説明会ば役所はしておるんですよ。それで、地元からの、今、よく聞こえてくる声が、うちは、もうしとらぬばんはずが、まだ工事もかかるとる様子はなくて、いつ来つとだろかつていう質問をよく受けるんですよ。だから、今、予算的なものもあるから、もちろん、私たちが答える内容ではありませんけれども、やっぱし、そういった意味ではですね、地元説明ちゅうとばですね、しっかりしていかなば。これ、負担金ばですね、もらいながらするわけですから、うちは、もう老人世帯でともしきらぬばいっていう家庭がどんどん出てくる可能性がありますので、やっぱし、そういった意味からですね、しっかりした地元説明しながら、今からの、——今現在してるところについてはいいんですけども、これから先、また計画を立てて、立てながら、立て直しながら行く可能性がありますので、その辺についての説明ちゅうとばしっかりしていただきたいというふうに思います。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（田方芳信君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。済みません。調書のやつですね、392ページから394ページ、396ページ、398ページというところで、同じことがですね、書いてあつところがあつたので気になったつですけども、下水道事業のほうが基準外繰り入ればやってから、やっとなんとかっていうような話でですね、やってるつていうことで、受益者負担が求められるつていうふうに記載があつとですよ。ということ

は、今の時点で、やっぱり安いということなんでしょうね、多分。もう少し高くとらぬといかぬですねっていうような思いがあろうというようなことで、こんなことば書いとらすと思うんですけど、どれぐらい上げれば、その基準外とかそういうとの入れぬでもよかごたあれになつとですかね。ざっとしたところでもよかですけど。プラス幾らぐらいなんですかね。今より。

○下水道総務課副主幹兼経営係長（中村光宏君） はい。

○委員長（田方芳信君） 中村副主幹兼係長。

○下水道総務課副主幹兼経営係長（中村光宏君） 済みません。お待たせしました。下水道使用料についてはですね、今年度、料金改定の審議会等も行っておりますけれども、その中の資料でいきますとですね、大体、4人世帯で24立米、一月に使われる世帯であれば、本来、一月に使用料で賄うべき金額というのは、大体、7100円ぐらいになります。実際ですね、今現在、その7100円の中で負担しているのが、4000円程度ということで、半分ちょっとぐらいの負担になっている状況です。

○委員長（田方芳信君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。わかりました。ありがとうございました。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。

中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） 関連してですけど、今のお話は、建設に係る受益者負担だというふうに思うんですけど、それに関して、今、先ほど回答のお話は、その使用に係る受益者負担ちゅうことですよね。そちらのほうは、どういうふうに考えられていますか。

○委員長（田方芳信君） 中村副主幹兼係長、——もう一回、ちょっと、もう一回、中山委員、今の質問の趣旨をもう一回伝えていただい

てよかですか。

○委員（中山諭扶哉君） 先ほどの回答ありました分は、下水道の使用に対する受益者負担というお話だったですけど、恐らく、ここに書いてあるのは、建設、——埋設にかかわる建設に必要な受益者負担ということで、考えとるんですけど。（「普及ば言いよっとかい、どっち。聞けばよかったい。こっちはこっちで了解さしただけん。そらあんたの意見、そっば聞け」と呼ぶ者あり）はい。

○委員長（田方芳信君） 中村副主幹兼係長。

○下水道総務課副主幹兼経営係長（中村光宏君） 下水道建設費に関しましてはですね、基本的に、——の財源については、補助金が、大体、半分、それから、その残りをですね、起債して賄うような形になっております。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（田方芳信君） 中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） はい。非常にですね、厳しい財政状況ですので、下水道もですね、合併処理槽もですね、同じような水質が得られるということですので、ぜひともですね、合併浄化槽のほうもですね、同時にもっと普及を進められたほうがいいのかというふうに思います。ありがとうございました。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で、議案第93号・平成25年度八代市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

休憩します。

（午後2時57分 休憩）

（午後3時10分 開議）

◎議案第94号・平成25年度八代市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

○委員長（田方芳信君） それでは、休憩前に

引き続き、決算審査特別委員会を再開いたします。

次に、議案第94号・平成25年度八代市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して説明を求めます。

○水道局長（宮本誠司君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 宮本水道局長。

○水道局長（宮本誠司君） お疲れさまです。水道局の宮本です。よろしく願いいたします。座りまして、説明させていただきます。

決算書の109ページをお願いいたします。議案第94号・平成25年度八代市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

まず、事業の概要でございますが、本市の簡易水道事業は、山間部を主に八代地区1カ所、坂本地区28カ所、東陽地区2カ所、泉地区13カ所の44の水道施設でございます。平成25年度末の給水戸数、給水人口は、八代地区42戸の120人、坂本地区1585戸の3316人、東陽地区254戸の651人、泉地区325戸の769人で合計の2206戸、4856人で行いました。

本年度は、改良事業といたしまして、坂本地区において4地区の簡易水道を統合し、配水管の改良工事を行うとともに、中津道地区統合簡易水道整備のための変更認可申請及び実施設計の業務委託を行い、泉地区におきましては、樺木地区簡易水道の浄水施設、導水管及び配水管の改良工事を行いました。

それでは、決算の詳細につきまして、117ページからの決算事項別明細書にて御説明いたします。なお、金額につきましては、千円単位で御説明させていただきます。

118、119ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款1・分担金及び負担金、項1・負担金、目1、節1・簡易水道事業費負担金、収入済額199万円。これ

は、消火栓設置に係る一般会計の工事負担金でございます。泉地区に12基、坂本地区に5基設置いたしております。

款2・使用料及び手数料、項1・使用料、目1、節1・簡易水道使用料、収入済額7095万3000円。これは水道料金収入でございます。地区別では、八代地区が132万8000円、坂本地区が5488万6000円、東陽地区が865万7000円、泉地区が608万1000円でございます。収納率は97.0%で、前年度と同率でございます。

項2・手数料、目1・簡易水道手数料、収入済額が6万9000円でございます。内訳といたしまして、節1・督促手数料5万3000円は、簡易水道使用料に未払い等が生じた際の督促手数料532件分でございます。節2・設計手数料2000円は、家庭への引き込み工事であります給水工事設計書の審査手数料5件分でございます。節3・検査手数料1万3000円は、給水工事の竣工検査手数料5件分でございます。

款3・繰入金、項1、目1、節1・一般会計繰入金、収入済額は1億3094万5000円でございます。そのうち、交付税の対象となる基準内繰入金は5260万7000円、基準外繰入金が7833万8000円でございます。なお、繰入金を680万8000円増額補正いたしております。これは、簡易水道料金システムを年度内に更新する必要がありましたため、委託料680万8000円を追加補正したことに伴うものでございます。

次の120、121ページをお願いいたします。

款4、項1、目1、節1・繰越金、これにつきましては収入済額ゼロ円でございます。

款5・諸収入、項1、目1、節1・雑入、収入済額228万円。これは、消費税還付金でございます。

款6、項1・市債、目1、節1・簡易水道事業債、収入済額8020万円。これは、坂本地区の改良工事に係る簡易水道事業債1880万円と泉地区の改良工事に係る簡易水道事業債6140万円でございます。

以上、歳入合計が、収入済額2億8644万円となっております。

次に歳出でございますが、122、123ページをお願いいたします。

款1、項1・簡易水道事業費、目1・簡易水道総務費、支出済額4533万1000円でございます。節別に説明いたしますと、節1・報酬及び節9・旅費は、簡易水道料金改定等についての水道事業審議会を開催しなかったため、委員の報酬及び費用弁償が発生せず、支出済額ゼロ円でございます。節2・給料から節4・共済費までは、職員6名の人件費でございます。節19・負担金補助及び交付金2万円は、熊本県簡易水道協会負担金でございます。

続きまして、目2・簡易水道維持管理費、支出済額4723万3000円でございます。節別に説明いたしますと、節11・需用費1475万8000円は、各地区の水源地や浄水場、配水施設等の施設の修繕費、水源のポンプ室や浄水場の電気代などでございます。節12・役務費163万4000円は、水道料金請求に伴う郵便料金などの通信運搬費、水道料金の口座振替に伴う手数料などでございます。節13・委託料2749万1000円。これは、水道法に定められた水質検査、量水器検針業務、水源地や浄水場の清掃・維持管理業務、料金システム更新などの委託料でございます。不用額840万4000円は、水質検査業務委託の入札残657万2000円、料金システム更新業務委託の入札残61万3000円、清掃回数の見直しに伴い水道施設清掃業務委託の減額分87万7000円などでございます。節14・使用料及び賃借料14万4000円。これは、JR用

地への水道管理設のための敷地使用料及び土木積算システムリース料でございます。節16・原材料費44万6000円は、配管材料などを購入したものです。節18・備品購入費273万7000円は、量水器、滅菌機及び普通乗用車1台を購入したものでございます。節23・償還金利子及び割引料100円は、過誤納付に係る督促手数料の還付金でございます。

続きまして、目3・簡易水道建設費、支出済額8862万1000円でございます。節13・委託料997万5000円は、中津道地区簡易水道変更認可申請書作成及び実施設計業務委託でございます。節15・工事請負費7864万6000円。こちらにつきましては、平成25年度における主要な施策の成果に関する調書をお願いいたします。その3の401、402ページをお願いいたします。

坂本地区建設事業でございます。前年度に引き続き、坂本地区の坂本、片岩、馬廻、小崎の4地区を統合改良するため、配水管523メートルを布設がえし、工事費1295万3000円を執行いたしました。

403、404ページをお願いいたします。

泉地区建設事業でございます。1カ所訂正がございます。404ページ、表の3行目、事業実施の妥当性③市が関与する妥当性のチェック欄のところが妥当でないとなっておりますが、妥当であるの誤りでございます。訂正方お願いいたします。申しわけございません。（笑声）

五家荘地区簡易水道整備事業といたしまして、樅木地区におきまして、浄水施設整備、導水管及び配水管布設など1億4017万5000円の工事を予定いたしておりましたが、本年度は6569万2000円の執行と2834万1000円の次年度への繰り越しとなりました。不用額の4715万2000円は、ろ過設備や管路の見直しを行い、工事費を圧縮したことなどによるものです。また、工事予算の次年

度への繰り越しは、地元との調整や設計に不測の日数を要し、入札時期がおくれたため、入札不調となりました。工期を延長したことによるものでございます。浄水能力、日量の46立方メートルの緩速ろ過機を従前の配水池に設置し、導水管1460メートルの新設、配水管2884.8メートルの布設がえを行いました。

決算書にお戻りいただきまして、122、123ページをお願いいたします。

款の2、項1、——済みません。違うな。そうですね。下のほうです。済みません。款2、項1・公債費、目1・元金、支出済額8399万5000円。これは、坂本地区40件、東陽地区13件、泉地区9件、八代地区1件の起債償還元金でございます。

次の124、125ページをお願いいたします。

目2・利子、支出済額2121万7000円は、起債償還利子でございます。

以上、歳出合計が、支出済額2億8639万9000円となっております。

次に、126ページでございます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入合計2億8644万円、歳出合計2億8639万9000円で、歳入歳出差引額4万1000円でございますが、翌年度へ繰り越すべき財源として、(2)繰越明許費繰越額が4万1000円でございますので、実質収支額はゼロ円となりました。

以上で説明を終わります。よろしく御審議お願いいたします。

○委員長（田方芳信君） ただいまの説明について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（田方芳信君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。委託料、25年度の委託料の関係で、簡易水道事業費、4ペー

ジですね。4ページから5ページにわたって、坂本地区とか、二見とか、いろいろなところで、個人、——相手方のほうは個人名になってですね、いろいろ支払いがされてるんですよね。この中、いろいろ業務があって、検針業務とかっていうのもありますし、水質、——水質検査のほうは株式会社とかのほうに出されてるんですが、このその他業務委託っていうその内容ばちょっと教えてもらいたいんですけども。

○水道局長（宮本誠司君） 委員長。

○委員長（田方芳信君） 宮本水道局長。

○水道局長（宮本誠司君） はい。こちらのその他業務委託になります個人名が出ているところにつきましては、簡易水道、この44施設ございますところに、地元の監視人さんを置いております。で、日常の水質等のとか、施設の異常がないとか、それを毎日チェックしていただいている業務を委託しているものでございます。

あと、その検針業務につきましては、こちら、それぞれの地区で検針の業務を委託してるところです。

よろしいでしょうか。

○委員長（田方芳信君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。その総額っちゅうのがですよ、こっちの予算決算書の123ページ、委託料、簡易水道維持管理人の節13・委託料のこの2749万1000円のところに入っとつとでしょう。で、2項のところで、各地区ごとって書いてあるということですよ。認識は。

○水道局長（宮本誠司君） これは、こちらは、——はい。

○委員長（田方芳信君） 宮本水道局長。

○水道局長（宮本誠司君） はい。こちらの備考欄のほうは、節11・需用費から節27の公課費までの各八代地区、坂本地区、東陽地区、

泉地区の維持管理事業、事業で分けておりますので、その合計額がこちらの各地区ごとの維持管理費として積み上げた額になっております。

○委員長（田方芳信君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。内容はわかりました。

で、非常に飲料水ということですね、やっぱり事故があつちやならぬというのが一番なんですよね。そういった中で、多分、この個人の方々にそのお願いをしてきたっていうのは、多分、随分昔からずっとこう経緯があつて、そういうふうにしてきたんだろうというふうに思うとですけども、毎日その点検とかっていう話、本当はしてもらわぬとでしょうけど、なかなかそういったところまで行き届かぬ部分があつて、事故等もですね、発生する可能性もですね、否定はできないっていうふうに思うんですよ。やっぱり、また高齢化っていうのもなつてきてですね、なかなかちょっと難しい部分もあつとじゃなからうかと思うんですが、これ自体ですよ、やっぱりそろそろなんか一括してですよ、どっかに業務委託とか、そういうことっていうのは考えられぬとですかね。

○水道局長（宮本誠司君） はい。

○委員長（田方芳信君） 宮本水道局長。

○水道局長（宮本誠司君） はい。業者に委託するという方法も一つの方法だと思います。委員さん、おっしゃいますように、従来から、合併以前から、各地区ごとに監視人さんを置いてっていうやり方は踏襲しているところでございます。考え方としては、そちらにお住まいの方が、一番身近なものですから、毎日のその点検とかっていうのには、手が回るんじゃないかっていう考え方で、今、とり続けているところなんですけど、業者等に委託した場合に、いかにどの費用がかかるか、その付近が、費用対効果等も見つめましたところで、また検討させていただきたいと考えております。

○委員長（田方芳信君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。今、多分、されたことないけんがですね、いろいろお答えも難しかつて思うんですけども、毎日毎日ですね、多分、飲みながら点検っていう話かなっていうふうに私は理解しとつとばつてんが、だけん、それが本来あるべき姿ちゅうか、どやんかなつて思つて、支出する金額からいけばですよ、どやんかなつていうふうなあれもあるもんだいけん。ほかの一般市民の人から見たときに、どうかなつていうのもあるもんだいけんが、それだったら、やっぱり、いろんな基準を定めながらですよ、やっぱり、業務委託とかつていう方向性もちょっと考えてみてもらったほうがよかかなというふうに思いましたんで、一応、指摘しときます。

○委員長（田方芳信君） じゃあ、ほかに。
成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 関連で、今の。よかですか。

○委員長（田方芳信君） はい。

○委員（成松由紀夫君） 多分、今のところも含めてですけども、402ページ、403ページ、人件費の見直しのところですね。検討の余地あり。飲料水ということもあり、職員の選任に当たっては、人間性等を勘案し、検討する余地がある。なんかこやん書き方ってちょっと初めて見るとですけども、この辺のどういう意味合いかなつていうのばですね。人件費の見直しのところ。これはどういう、——というのがですね、例えば、例の坂本で事故が起きたことも含めて何か書いてあるのか、それとは全然関係ないのか。何かほら、そこら辺が何か意図的なことがないと、こういう文言は出て来ぬと思うとですけど。これは、どがんあれかなと思つとですよ、意味合い的に。やんわりよかですよ。（「やんわり」と呼ぶ者あり）何か人間性等って書くと、とり方がどがん。たいぎや難

しかもん。そがん、選任ちゅうと。（「人間性って何ページ」と呼ぶ者あり）宮本さんが書きなっとだろうけん。備考欄の判断理由ですよ。

（水道局長宮本誠司君「ですね。そうですね」と呼ぶ）委員長。小会。

○委員長（田方芳信君） ああ、小会しとく。小会します。

（午後３時２９分 小会）

（午後３時３２分 本会）

○委員長（田方芳信君） 本会に戻します。

松田次長兼係長。

○水道局次長兼簡易水道係長（松田仁人君）

はい。事務事業評価票にほうに書いてあります、済みません、人間性という言葉が適当ではなかったと思いますので、経験豊富なのというですね、言葉にかえさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（田方芳信君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。わかりました。ありがとうございました。

○委員長（田方芳信君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で、議案第９４号・平成２５年度八代市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

小会します。

（午後３時３３分 小会）

（午後３時３４分 本会）

◎議案第９５号・平成２５年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算

○委員長（田方芳信君） 本会に戻します。

次に、議案第９５号・平成２５年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して説明を求めます。

松本理事兼下水道総務課長。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）下水道総務課長の松本です。隣が補佐の岩坂です。よろしくお願いします。（「お願いします」と呼ぶ者あり）座りましてから、説明します。

それでは、平成２５年度八代市特別会計歳入歳出決算書の１２７ページをお願いします。

まず、八代市農業集落排水処理施設事業について簡単に説明をさせていただきます。この事業は、農村地域の衛生向上と公共水域の水質保全を目的として、東陽町が平成７年度から１２年度まで、泉町が平成４年度から８年度まで事業を行っておりまして、建設事業は完了し、現在は、使用料等の徴収業務や施設の維持管理関係が主な業務となっております。

なお、東陽町と泉町をあわせました平成２５年度末で使用可能となっております人口、いわゆる普及人口は２１０３人。このうち、使用されている人口、いわゆる、水洗化人口が１７６７人で水洗化率は８４％となっております。

それでは、議案第９５号・平成２５年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計決算について御説明します。なお、歳入は決算書、歳出は決算書と主要な施策の成果に関する調書、以下、主要施策と言います、に基づき、御説明いたします。また、決算額につきましては、１０００円未満を切り捨てさせていただきます。

農業集落排水処理施設特別会計の最終ページになります１４２ページをお願いします。

歳入及び歳出総額は、同額の１億５２４万２０００円となっており、実質収支はゼロ円でございます。

続きまして、歳入の決算状況につきまして事項別に御説明いたします。決算書の１３６ページをお開きください。

款１・分担金及び負担金の項１・分担金、目１・農業集落排水事業費分担金でございます

が、市の条例に基づき使用者にます設置工事費の一部を負担していただくこととしておりまして、1世帯につき10万円の負担金を徴収しております。収入済額は、ます設置工事がなかったためゼロ円でございます。

次に、款2・使用料及び手数料でございますが、項1・使用料、目1・農業集落排水処理施設使用料は、収入済額3080万4000円で、24年度より207万3000円の増収で、これは、平成22年度使用料改定の答申に基づき、23年度から26年度まで段階的に使用料を上げているのが主な要因でございます。収納率では92.6%、この率は24年度より0.5%アップしております。アップとなっております。今後とも、収納率アップのため粘り強く使用料徴収に努めてまいりたいと思っております。

項2・手数料、目1・農業集落排水手数料、使用料に係る督促手数料で、収入額2万3000円、延べ237件分でございます。

次に、款3・繰入金の項1、目1・一般会計繰入金についてですが、当初予算額6774万4000円に対しまして、収入済額が6571万2000円で、予算額に対し203万2000円の減となっており、主に使用料が増となったことによるものでございます。また、前年度と比較して28万円増となっております。これは、主に償還金の増によるものでございます。

138ページをお願いします。

款6・市債の項1・市債、目1・農業集落排水事業債は、予算額870万円で、収入済額も同額でございます。これは備考欄に記載しております農業集落排水事業の資本費平準化債でございます。

ここで、資本費平準化債とは、借金返済の負担を後年度の利用者に先延ばしし、資本費の負担を平準化するための起債のことでございます。次に、平成25年度末の債務残高でござい

ますが、市債、いわゆる、借入額が870万円に対しまして、140ページの款2・公債費の項1・公債費、目1の元金の支出済額が4759万6000円でございますので、差し引き3889万8000円、前年度より債務が減り、現在、5億4102万1000円となっております。この債務残高は、監査意見書の71ページ、市債現在高の農業集落排水処理施設事業債の年度末現在高にも記載しております。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の決算状況について御説明いたします。決算書の140ページの下段をお願いします。

当初予算額1億677万5000円に対し、支出済額1億524万2000円、予算額から支出済額を差し引きました不用額は153万2000円となっております。

140ページ上段の款1、項1・農業集落排水処理事業費の目1・農業集落排水事業費は、農業集落排水処理施設の使用料の賦課、徴収や同施設の維持管理、修繕などに要する経費でございます。まず、節2の給料から節4・共済費までは、2名分の職員給与経費1321万円でございます。次に、処理場、マンホールポンプの電気料や修繕料の需用費1137万9000円や処理場から出る脱水汚泥の収集運搬料、汚泥引き抜き手数料、異常通報システム電話料などの役務費503万4000円がでございます。節13・委託料1197万2000円は、処理場及びマンホールポンプの維持管理業務委託料や脱水汚泥堆肥化業務委託料、電気保安業務委託料でございます。節15・工事請負費、新規ます設置工事2件を予定していましたが、設置申請がなかったため、支出がありませんでした。節19・負担金補助及び交付金74万2000円は、東陽地区処理場にあります圧送放流施設の負担金などでございます。節27・公課費13万7000円は、使用料等に含まれる消

費税から本事業にかかった経費に含まれる消費税を差し引いた納めるべき消費税額でございます。施設の維持管理につきましては、日常点検を強化し、故障の早期発見、修理に努め、費用の縮減を図っていきたいと考えております。

それでは、主要施策に基づき、主要事業について御説明いたします。別冊その3の407ページです。

農業集落排水処理施設事業は、東陽地区と泉地区の2地区がありますので、まず、東陽地区一般事務事業から説明いたします。

本事業は、東陽地区農業集落排水処理施設の適切な維持管理を行うことにより、施設の故障などを未然に防止し、生活環境の向上を図ることを目的としております。具体的には、農業集落排水処理施設の使用料の賦課、徴収、滞納整理及び施設の維持管理、修繕などを行っています。

まず、中段の25年度決算額1954万3000円についてですが、これは污水处理施設関係の維持管理や修繕に要する経費でございます。主なものといたしまして、污水处理施設の電気料239万3000円、マンホールポンプ31カ所の電気料117万6000円、污水处理施設とマンホールポンプ関係の修繕料をあわせて285万8000円、処理施設の管理委託料687万7000円などがございます。また、污水处理の過程で汚泥が発生しますが、この脱水汚泥運搬料102万7000円、堆肥化のための処理委託料106万2000円がございました。不用額は64万円。主なものは、脱水汚泥が減ったことによる運搬料の不用額10万6000円、同じく、脱水汚泥量減による堆肥化業務委託料の不用額14万7000円、ます設置がなかったことによる不用額19万7000円などでございます。

次に、409ページ、泉地区一般事務事業をお願いします。

事業の目的、概要は、東陽地区一般事務事業と同じでございます。

中段の25年度決算額1008万4000円についてですが、これは污水处理施設関係の維持管理や修繕に要する経費でございます。主なものといたしまして、污水处理施設の電気料147万1000円、マンホールポンプ16カ所の電気料146万5000円、マンホールポンプ関係の修繕料105万8000円、汚泥引き抜き運搬手数料168万5000円、処理施設の管理委託料362万2000円などがございます。

408ページ及び410ページをお願いします。

東陽地区一般事務事業及び泉地区一般事務事業の自己評価では、事業を妥当、有効性については、年間に接続する件数が伸び悩んでいることからあまり順調ではないとしておりますが、それぞれの地区の中心部で実施している事業で有効な生活排水処理であるため、今後の方向性は、市による実施としております。

以上、述べましたように、東陽地区、泉地区の農業集落排水処理施設の維持管理には多大な費用がかかっておりますが、今後も適切な維持管理を図り、経費削減につなげていきたいと考えております。

それでは、決算書に戻りまして140ページをお願いします。140ページ。

款2、項1の公債費、決算額6240万4000円について御説明いたします。目1・元金及び目2・利子についてですが、それぞれ4759万6000円及び1480万7000円となっており、地区ごとの内訳は、備考欄に記載しております。なお、公債費については、平成18年度が債務のピークで、今後は次第に減少していく予定であります。しかし、施設の老朽化による更新時期を迎えると新たな起債が必要となります。今後は、施設の更新を視野に入れ

た計画的な経営を目指し、使用料の適切な改定による増収、維持管理経費のさらなる縮減に努めてまいりたいと考えております。

以上、議案第95号・平成25年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

審議方よろしく申し上げます。

○委員長（田方芳信君） ただいまの説明について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で、議案第95号・平成25年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

◎議案第96号・平成25年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算

○委員長（田方芳信君） 次に、議案第96号・平成25年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して説明を求めます。

松本理事兼下水道総務課長。

○理事兼下水道総務課長（松本貞喜君） 座らせていただいて説明いたします。

それでは、平成25年度・八代市特別会計歳入歳出決算書の143ページをお願いします。

まず、八代市浄化槽市町村整備推進事業について簡単に説明させていただきます。この事業は東陽町、泉町の農業集落排水事業の認可区域以外の地区でのそれぞれ平成13年及び14年から実施しております。設置計画基数700基に対して、25年度までに420基の合併浄化槽を設置しております。設置率は60.0%となっている状況でございます。

それでは、議案96号・平成25年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。なお、歳入は決算書、歳出は決算書と主要な施策の成果に

関する調書、以下、主要施策と言います、に基づき、御説明いたします。また、決算額につきましては、1000円未満は切り捨てさせていただきます。

八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計の最終ページになります158ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。158ページです。

歳入及び歳出総額は、同額の6166万8000円となっており、実質収支はゼロ円でございます。

続きまして、歳入の決算状況について事項別に御説明いたします。決算書の152ページをお願いします。

款1・分担金及び負担金の項1・分担金、目1・浄化槽整備推進事業費分担金でございますが、合併浄化槽を市で設置します際、条例に基づき、1基あたり10万円の分担金を徴収しております。当初予算額42万円は、浄化槽4基分の分担金40万円と滞納分2万円の収入を見込んでいましたが、収入済額は58万円でございます。これは、浄化槽設置工事の5基分50万円と滞納分の収入8万円でございます。分担金の滞納は25年度で完納となりました。

次に款2・使用料及び手数料でございますが、項1・使用料、目1・浄化槽整備推進事業使用料は、収入済額2193万円、24年度より164万7000円の増収でございます。これは、平成22年度の料金改定の答申に基づき、23年度から26年度まで段階的に使用料を上げているのが主な要因でございます。収納率は94.4%で、24年度より0.8%下がっておりますが、これにつきましては、昨今の経済不況によるところが大きいと思われます。今後とも、収納率アップのため、粘り強く使用料徴収に努めてまいりたいと思います。

項2・手数料、目1・浄化槽整備推進事業手数料は、使用料に係る督促手数料で、収入済額

1万3000円、132件分でございます。

次に款3・財産収入の項1・財産運用収入、目1・利子及び配当金は、八代市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例に基づく基金の利子収入分で、受け入れ分でございます。予算額4000円に對しまして利子受入額は3000円となっております。減債基金ですが、これは、将来の起債償還の償還財源とすることを目的として、旧東陽村及び旧泉村で積み立てていたものを合併により継承したもので、平成25年度末の基金残高は1162万6000円でございます。

款4・繰入金の項1、目1・一般会計繰入金ですが、予算額3735万6000円に對しまして、収入済額は3523万1000円でございます。25年度の繰入金は、24年度と比較して31万7000円減額となっております。

154ページをお願いします。

款6・諸収入の項1、目1・貸付金元利収入は、旧泉村で合併前に浄化槽を整備するに当たり、宅地内の排水設備に必要な資金の貸付を行っておりまして、その償還分の予算額が6万2000円、収入済額21万円、収入未済額1件13万7000円でございます。収入未済額につきましては、26年度に完納されました。なお、この制度は、既に廃止されております。

款7・市債の項1・市債、目1・浄化槽整備推進事業債は、予算額400万円に對しまして、収入済額370万円で、これは、浄化槽設置工事5基分に充当した市債でございます。なお、既に平成19年度に債務残高のピークは過ぎておりまして、25年度末の債務残高は1億2451万6000円となっております。この債務残高は、監査意見書の71ページ、市債現在高の浄化槽市町村整備推進事業債の年度末現在高にも記載しております。

以上、歳入分の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の決算状況につきまして御

説明いたします。決算書の156ページの下段をお願いします。

予算額6364万1000円に對して、支出済額6166万8000円でございます。不用額197万2000円で、これについては、後ほど説明いたします。

156ページ上段の款1、項1・浄化槽市町村整備推進事業費の目1・浄化槽総務費は、東陽町及び泉町に市が設置した合併浄化槽の使用料の賦課・徴収、浄化槽の法定検査委託、管理委託などを行うとともに、未設置世帯への普及啓発を実施することに要する経費でございます。まず、節2・給料から節4・共済費までは、2名分の職員給与経費1602万5000円でございます。節11・需用費5万6000円は、使用料納付書の印刷費でございます。節12・役務費198万9000円は、使用料や分担金の納付書、督促状、領収書などの郵送料と浄化槽の法定検査手数料などでございます。節13・委託料2423万円は、420基分の浄化槽保守点検清掃業務委託料或使用料システムの保守業務委託料でございます。不用額102万6000円は、浄化槽清掃費などの委託単価が下がったことが主な原因でございます。節14・使用料及び賃借料34万1000円は浄化槽使用料システムの使用料。節25・積立金3000円は、歳入分でも説明しましたが、東陽村及び泉村で積み立てていた減債基金の受取利子でございます。備考欄の流用でございますが、3節より2節への流用1万4000円は職員給与経費内の流用、13節から27節への流用6万9000円は、消費税の支払い額が当初見込みより多かったため委託料から流用したものでございます。

款1、項1の目2・浄化槽整備費は、合併処理浄化槽の設置工事などに要する経費でございます。節11・需用費11万4000円は、事務用品などの消耗品費や公用車のガソリン代で

ございます。節15・工事請負費434万1000円は、合併処理浄化槽5基分の設置工事費でございます。毎年、予算編成前に2回程度、地域の方々に設置希望を伺っておりますが、希望を取り下げられたり、年度途中での申請もあり、対応に苦慮しているところでございます、――のが現状です。今後も、正確な設置基数の把握に努めてまいります。

款2、項1の公債費、決算額1439万5000円について説明いたします。

目1・元金及び目2・利子についてですが、それぞれ1224万8000円及び214万6000円となっており、地区ごとの内訳は、備考欄に記載しております。なお、公債費については平成25年度が償還額のピークで、その後は減少していく予定です。

それでは、主要施策に基づき、事業ごとに説明いたします。413ページをお願いします。

浄化槽市町村整備推進事業は、東陽地区と泉地区の2地区ありますので、東陽地区一般事務事業から説明いたします。

本事業は、浄化槽市町村整備推進事業区域において、市が主体となって合併浄化槽を設置し、生活排水処理を行うことにより、生活環境の向上を図るとともに公共用水域の水質保全を目的としております。具体的には、市が設置した合併処理浄化槽の使用料の賦課、徴収、浄化槽の法定検査委託、管理委託などを行うとともに、未設置世帯への普及啓発を実施しています。

まず、413ページ中段の25年度決算額940万4000円についてですが、これは、東陽町に市が設置している浄化槽の法定検査や保守点検清掃業務委託などに要する経費でございます。主なものとしまして、浄化槽158基の法定検査手数料59万9000円、使用料納付書・督促状の郵送料12万4000円、浄化槽保守点検清掃業務委託864万1000円など

がございます。

次に、415ページ、泉地区一般事務事業をお願いします。415ページです。

事業の目的、概要は、東陽地区一般事務事業と同じでございます。

中段の25年度決算額1738万6000円についてですが、主なものとしまして、浄化槽261基の法定検査手数料102万1000円、使用料納付書や督促状の郵送料20万円、浄化槽保守点検清掃業務委託1545万8000円などがございます。

414ページと416ページの中段をお願いします。東陽地区一般事務事業及び泉地区一般事務事業の自己評価では、事業を妥当、有効性については、年間設置件数が伸び悩んでいることから、あまり順調ではないとしておりますが、それぞれの地区の周辺部で実施している事業で有効な生活排水処理であるため、今後の方向性としては、市による実施としております。

次に、417ページ、泉地区整備事業をお願いします。

本事業は、浄化槽市町村整備推進事業区域において市が主体となって合併浄化槽を設置し、生活環境の向上を図ることを目的としております。

中段の25年度決算額352万7000円は、消耗品費や公用車のガソリン代及び合併処理浄化槽4基の工事請負費でございます。予算額から決算額を差し引いた不用額15万7000円の主なものは、浄化槽工事の入札残でございます。

418ページをお願いします。

泉地区整備事業の自己評価では、事業を妥当、有効性については、年間設置件数が伸び悩んでいることから、あまり順調ではないとしておりますが、それぞれの地区の周辺部で実施している事業で有効な生活排水処理であり、年間件数は設置希望があるため、今後の方向性は、

市による実施としております。

以上、議案第９６号・平成２５年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

審議方よろしくお願いいたします。

○委員長（田方芳信君） ただいまの説明について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田方芳信君） なければ、以上で、議案第９６号・平成２５年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

それでは、以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の委員会は、１０月９日、木曜日、午前１０時開会となっております。よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の決算審査特別委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後４時０５分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２６年１０月８日

決算審査特別委員会

委員長